

狛江市の財政

(平成16年度版)

平成16年9月

狛江市企画財政部財政課

目 次

市財政の現状	-----	1
1 平成15年度普通会計決算の概要	-----	1
(1) 概要		
(2) 歳入歳出決算		
(3) 財政指数		
(4) 将来にわたる財政負担等		
2 市財政の現状	-----	9
(1) 「実質的な収支」の赤字		
(2) 歳出水準の確保と市税等のギャップ		
(3) 限界に達している財政の対応能力		
(4) 経常収支比率の上昇		
3 26市での財政状況の比較	-----	15
(1) 平成15年度決算状況の比較		
(2) 経常収支比率による比較		
(参考資料)		
平成16年度一般会計予算(当初予算)の概要	-----	31
財政用語の解説	-----	35
図表の索引	-----	63

市 財 政 の 現 状

1 平成15年度普通会計決算の概要

(1) 概 要

平成15年度普通会計決算は、歳入総額226億1,516万8千円、歳出総額220億4,216万1千円で、歳入・歳出ともに決算規模は前年度を下回った。15年度決算の概要は、次のとおりである。

収 支

決算収支は、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支では、5億7,300万7千円の黒字となった。これから翌年度に繰り越すべき財源の59万8千円を差し引いた実質収支は5億7,240万9千円となり、単年度収支では3億3,844万8千円のプラスとなった。

歳 入

歳入決算額は、対前年度4,655万5千円の減(0.2%)となった。

市税収入は3億1,133万3千円の減(2.8%)となった。なお、恒久的減税に伴う減収分は、たばこ税の税額移譲分による増の他、減税補てん債1億8,140万円の借入れにより補てんした。

また、利子割交付金及び地方特例交付金も減となった。

地方交付税は、普通交付税が4億788万4千円の減(25.3%)、特別交付税が1,592万3千円の減(5.7%)となり、地方交付税全体では4億2,380万7千円の減(22.4%)となった。これに伴い、普通交付税の振替措置的な制度である臨時財政対策債15億8,250万円の借入れを行った。

特定財源は、財政調整基金の2億2,400万円に加え、土地開発基金の取崩しを行い一般財源を補完した。その他、義務教育施設整備事業に伴い国庫支出金が増となったが、地方債について、事業債は都市計画道路整備事業の縮小に伴い減少したものの、財源補てん債(臨時財政対策債)の大幅な発行により、6億410万円の増となった。

歳 出

歳出決算額は、対前年度3億7,768万6千円の減(1.7%)となった。

義務的経費は、扶助費の増が大きく、3億544万円の増(11.2%)となった。これは、主に生活保護世帯及び児童手当・児童扶養手当受給者の増加、また支援費における在宅サービスの増加によるものである。

投資的経費は、普通建設事業の補助事業費が38.6%の減になったと同時に、単独事業費も同時に減少したことにより、全体では5億2,330万3千円の減(29.7%)となっており、投資的経費の歳出全体に占める割合は5.6%と前年度比2.2ポイントの減となった。

その他の経費では、物件費が3,091万9千円の増(1.0%)であり、これらは児童館の管理運営委託や緊急雇用事業によるものが大きな要因である。また積立金は1億4,667万1千円の増(28.2%)であるが、これは物件移転補償金の増加により、財政調整基金への積立てが増となったためである。

目的別の歳出内訳では、議会費が674万6千円(2.2%)、総務費が8,492万2千円(3.0%)、民生費が2億5,563万3千円(3.5%)、農業費が64万2千円(2.5%)の増となっている。

構成比では、前年と同様に民生費が34.0%と最も多く、次いで総務費、公債費、土木費、衛生費、教育費の順となっている。

財政構造等

財政の弾力性を示す経常収支比率は、前年度比3.4ポイント減少し98.7%となり見かけ上は向上したことを示している。一方、減税補てん債等を経常一般財源に加えない場合の経常収支比率は112.3%となり、前年度比3.3ポイントの増加となった。

公債費比率は15.3%で前年度比0.5ポイント上昇し、公債費負担比率は15.3%と0.1ポイント上昇した。また、起債制限比率は3か年平均の比率で13.1%となり、前年度から0.4ポイント減少した。

表1-1 普通会計決算収支の推移

(単位：千円，%)

区 分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
歳入総額	24,563,961	25,756,624	22,244,607	23,874,594	22,661,723	22,615,168
(伸び率)	(2.2)	(4.9)	(13.6)	(7.3)	(5.1)	(0.2)
歳出総額	24,063,171	25,302,459	21,919,008	23,347,700	22,419,847	22,042,161
(伸び率)	(1.5)	(5.2)	(13.4)	(6.5)	(4.0)	(1.7)
形式収支	500,790	454,165	325,599	526,894	241,876	573,007
繰越財源	194,720	2,414	358	71,511	7,915	598
実質収支	306,070	451,751	325,241	455,383	233,961	572,409

(参考) 普通会計とは、各地方公共団体の財政状況の把握や、地方財政全体の分析などに用いられる、統計上・観念上の会計であり、総務省の定める基準をもって、各地方公共団体の会計を統一的に再構成したものである。

なお、普通会計の総額は、通常狛江市においては13年度までは一般会計を基本に、純計控除事項として国民年金印紙売払収入を歳入歳出控除している。

14年度は純計控除はなかったものの、15年度は振興基金借換分及び支援費代理受領分を純計控除している。

(2) 歳入歳出決算

表 1 - 2 歳入の内訳 (普通会計決算)

(単位 : 千円 , %)

区 分	平成15年度		平成14年度		対前年度比較	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	増 減 額	増減率
歳 入 総 額	22,615,168	100.0	22,661,723	100.0	46,555	0.2
一 般 財 源	13,883,923	61.4	14,562,636	64.3	678,713	4.7
地 方 税	10,739,440	47.5	11,050,773	48.8	311,333	2.8
地 方 譲 与 税	143,529	0.6	134,691	0.6	8,838	6.6
利 子 割 交 付 金	138,364	0.6	180,064	0.8	41,700	23.2
地方消費税交付金	680,405	3.0	602,659	2.7	77,746	12.9
特別地方消費税交 付 金	0	0.0	0	0.0	0	-
自動車取得税交付金	175,262	0.8	140,301	0.6	34,961	24.9
地方特例交付金	524,568	2.3	548,848	2.4	24,280	4.4
地 方 交 付 税	1,469,825	6.5	1,893,632	8.4	423,807	22.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,530	0.1	11,668	0.0	862	7.4
特 定 財 源	8,731,245	38.6	8,099,087	35.7	632,158	7.8
分担金及び負担金	105,083	0.5	120,032	0.5	14,949	12.5
使 用 料	261,087	1.1	245,413	1.1	15,674	6.4
手 数 料	106,783	0.5	107,399	0.5	616	0.6
国 庫 支 出 金	2,078,874	9.2	1,749,530	7.7	329,344	18.8
都 支 出 金	2,112,045	9.3	2,177,928	9.6	65,883	3.0
財 産 収 入	99,048	0.4	127,548	0.6	28,500	22.3
寄 附 金	51,963	0.2	31,160	0.1	20,803	66.8
繰 入 金	1,033,886	4.6	1,055,968	4.7	22,082	2.1
繰 越 金	241,876	1.1	526,894	2.3	285,018	54.1
諸 収 入	470,000	2.1	390,715	1.7	79,285	20.3
うち収益事業収入	0	0.0	15,000	0.1	15,000	皆減
地 方 債	2,170,600	9.6	1,566,500	6.9	604,100	38.6
うち減税補てん債	181,400	0.8	195,900	0.9	14,500	7.4
うち臨時財政対策債	1,582,500	7.0	720,800	3.2	861,700	119.5

表 1 - 3 歳出の内訳（普通会計決算）

（目的別歳出内訳）

（単位：千円，％）

区 分	平成15年度		平成14年度		対前年度比較	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	増 減 額	増減率
歳 出 総 額	22,042,161	100.0	22,419,847	100.0	377,686	1.7
議 会 費	308,092	1.4	301,346	1.3	6,746	2.2
総 務 費	2,926,028	13.3	2,841,106	12.7	84,922	3.0
民 生 費	7,504,509	34.0	7,248,876	32.3	255,633	3.5
衛 生 費	2,479,832	11.2	2,531,706	11.3	51,874	2.0
労 働 費	60,403	0.3	67,629	0.3	7,226	10.7
農 業 費	25,938	0.1	25,296	0.1	642	2.5
商 工 費	92,370	0.4	92,992	0.4	622	0.7
土 木 費	2,489,276	11.3	3,148,189	14.0	658,913	20.9
消 防 費	1,142,157	5.2	1,156,586	5.2	14,429	1.2
教 育 費	2,419,064	11.0	2,415,234	10.8	3,830	0.2
災 害 復 旧 費	0	0.0	0	0.0	0	-
公 債 費	2,594,492	11.8	2,590,887	11.6	3,605	0.1
諸 支 出 金	0	0.0	0	0.0	0	-

(性質別歳出内訳)

(単位：千円，%)

区 分	平成15年度		平成14年度		対前年度比較	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	増 減 額	増減率
歳 出 総 額	22,042,161	100.0	22,419,847	100.0	377,686	1.7
義 務 的 経 費	10,969,397	49.8	10,801,971	48.2	167,426	1.5
人 件 費	5,336,109	24.2	5,477,728	24.4	141,619	2.6
うち職員給	3,820,385	17.3	3,953,445	17.6	133,060	3.4
扶 助 費	3,038,796	13.8	2,733,356	12.2	305,440	11.2
公 債 費	2,594,492	11.8	2,590,887	11.6	3,605	0.1
投 資 的 経 費	1,237,481	5.6	1,760,784	7.8	523,303	29.7
普通建設事業費	1,237,481	5.6	1,760,784	7.8	523,303	29.7
補助事業費	554,828	2.5	903,001	4.0	348,173	38.6
単独事業費	682,653	3.1	857,783	3.8	175,130	20.4
その他事業費	0	0.0	0	0.0	0	-
災害復旧事業費	0	0.0	0	0.0	0	-
失業対策事業費	0	0.0	0	0.0	0	-
そ の 他	9,835,283	44.6	9,857,092	44.0	21,809	0.2
物 件 費	3,233,423	14.7	3,202,504	14.3	30,919	1.0
維持補修費	93,460	0.4	84,715	0.4	8,745	10.3
補助費等	3,419,917	15.5	3,515,287	15.7	95,370	2.7
積 立 金	666,446	3.0	519,775	2.3	146,671	28.2
投資及び出資金	1,000	0.0	0	0.0	1,000	皆増
貸 付 金	1,260	0.0	44,185	0.2	42,925	97.1
繰 出 金	2,419,777	11.0	2,490,626	11.1	70,849	2.8

(3) 財政指数

表1-4 経常収支比率の推移

(単位：%)

区 分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	
経常収支比率	98.3 (95.2)	101.4 (97.7)	98.4 (97.3)	99.7 (98.4)	95.6 (99.1)	102.1 (109.0)	98.7 (112.3)	
うち	人件費	37.4 (36.3)	37.6 (36.3)	36.1 (35.7)	36.7 (36.2)	33.3 (34.5)	33.9 (36.1)	31.9 (36.3)
	公債費	16.2 (15.7)	17.1 (16.5)	17.1 (17.0)	17.8 (17.6)	17.3 (18.0)	18.1 (19.4)	17.8 (20.3)
	補助費等	15.5 (15.0)	16.9 (16.2)	15.3 (15.2)	16.1 (15.9)	15.9 (16.5)	17.4 (18.6)	16.5 (18.8)

(注) 12年度までの()内は、減税補てん債・臨時財政対策債等を経常一般財源に加えた場合の率である。

(注) 13年度以降の()内は、減税補てん債・臨時財政対策債等を経常一般財源に加えない場合の率である。

表1-5 公債費比率等の推移

(単位：%)

区 分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
公債費比率	14.0	13.7	14.6	14.8	14.8	14.8	15.3
公債費負担比率	13.4	14.7	14.3	14.9	15.1	15.2	15.3
起債制限比率	11.1 (12.7)	12.1 (12.5)	12.9 (13.4)	13.2 (13.6)	13.5 (13.6)	13.5 (13.4)	13.1 (12.6)

(注) 「起債制限比率」の()内は、単年度における率である。

(4) 将来にわたる財政負担等

表1-6 市債現在高の状況(一般会計)

(単位：千円)

14年度末現在高	15年度発行額	15年度元金償還額	15年度末現在高
24,526,336	2,170,600	1,909,782	24,787,154
(5,014,412)	(1,763,900)	(243,517)	(6,534,795)

(注) ()は、減税補てん債等の現在高である。

表 1 - 7 将来にわたる財政負担

(単位：千円，%)

区 分	市債現在高 A	債務負担行為 B	A + B	積立金現在高 C	標準財政規模 D	(A + B - C) / D × 100
15年度	24,787,154	1,542,847	26,330,001	1,332,894	12,739,996	196.2
14年度	24,526,336	1,605,785	26,132,121	1,479,048	13,850,935	178.0

A+B-C=実質的将来財政負担額

表 1 - 8 基金残高の状況

(単位：千円)

区 分	14年度末残高	15年度積立金	15年度取崩額	15年度末残高
財 政 調 整 基 金	513,032	407,674	224,000	696,706
減 債 基 金	268,500	65,160	223,000	110,660
特 定 目 的 基 金	697,516	193,612	365,600	525,528
保健福祉施設等建設基金	9,142	10,032	4,000	15,174
清掃施設建設基金	271,297	103,740	260,900	114,137
都市整備事業基金	47,855	30,390	10,000	68,245
緑 化 基 金	254,856	49,379	89,500	214,735
博物館建設基金	93,901	59	1,200	92,760
図書館建設基金	20,465	12	0	20,477
土 地 開 発 基 金	520,000	0	200,000	320,000

(5) 決算カード

表 1 - 9 平成 1 5 年度決算状況 (決算カード)

区 分	歳		入			
	決 算 額 千円		構 成 比 %	経 常 一 般 財 源 千 円		構 成 比 %
地 方 税	10,739,440	47.5	47.488	9,827,608	77.0	76.945
地 方 譲 与 税	143,529	0.6	0.635	143,529	1.1	1.124
利 子 割 交 付 金	138,364	0.6	0.612	138,364	1.1	1.083
地 方 消 費 税 交 付 金	680,405	3.0	3.009	680,405	5.3	5.327
コルプ場利用税交付金		0.0			0.0	
特別地方消費税交付金		0.0			0.0	
自動車取得税交付金	175,262	0.8	0.775	175,262	1.4	1.372
地方特例交付金	524,568	2.3	2.320	524,568	4.1	4.107
地 方 交 付 税	1,469,825	6.5	6.499	1,204,713	9.4	9.432
普 通	1,204,713	5.3	5.327	1,612,597	12.6	12.626
特 別	265,112	1.2	1.172		0.0	
交通安全対策特別交付金	12,530	0.1	0.055	12,530	0.1	0.098
国有提供施設交付金		0.0			0.0	
小 計	13,883,923	61.4	61.392	12,706,979	99.5	99.489
分担金・負担金	105,083	0.5	0.465	0	0.0	
使 用 料	261,087	1.1	1.154	65,160	0.5	0.510
手 数 料	106,783	0.5	0.472	0	0.0	
国 庫 支 出 金	2,078,874	9.2	9.192			
都 支 出 金	2,112,045	9.3	9.339			
財 産 収 入	99,048	0.4	0.438	0	0.0	
寄 附 金	51,963	0.2	0.230			
繰 入 金	1,033,886	4.6	4.572			
繰 越 金	241,876	1.1	1.070			
諸 収 入	470,000	2.1	2.078	126	0.0	
地 方 債	2,170,600	9.6	9.598			
(うち減税補てん債)	(181,400)	0.8	0.802			
(つち臨時財政対策債)	(1,582,500)	7.0	6.998			
合 計	22,615,168	100.0	100.0	12,772,265	100.0	100.0

2 市財政の現状

(1) 「実質的な収支」の赤字

平成15年度決算の実質収支は5億7,240万9千円、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支では3億3,844万8千円の黒字となっている。

また、各年度の実質収支の黒字は、前年度実質収支の繰越しや基金の取崩しなどの財源対策を講じたことによるものであり、財源対策等を控除した場合の「実質的な収支」は、平成4年度以降大幅な赤字となっているのが実態である。

なお、9年度からは繰越金等一般財源の積立基準による積立て、繰上償還などを含めた歳出抑制を図ることにより、この実質的な収支の赤字の抑制を図っている。

図2-1 実質収支と「実質的な収支」の比較（普通会計）

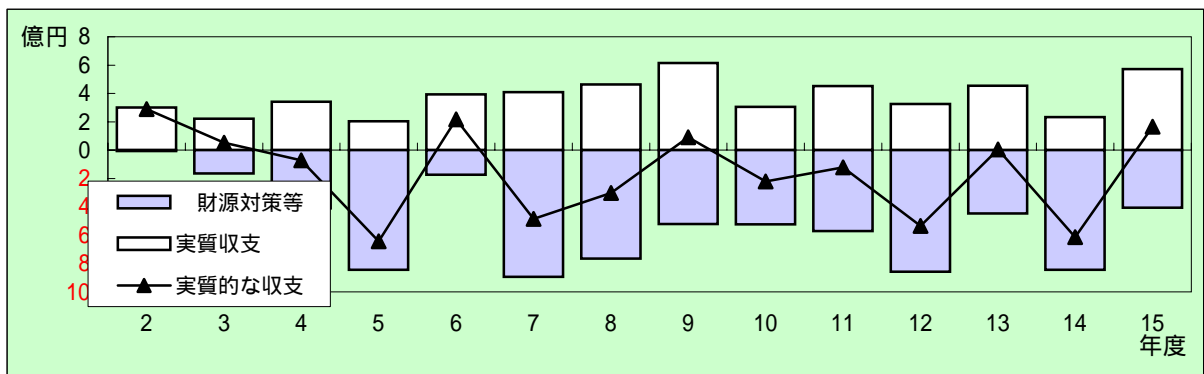


表2-1 実質収支、財源対策及び「実質的な収支」の推移

区分	実質収支 (A)	単年度収支 A-A'	財源対策 + 前年度実質収支			実質的な収支 A-B
			積立金 取崩額 (a)	積立金 (b)	地方債 繰上償還 (c)	
					(B)=a-b-c+A'	
2	299,821	166,644	0	123,517	0	290,161
3	220,787	79,034	0	132,429	0	53,395
4	342,372	121,585	280,000	87,678	0	70,737
5	202,864	139,508	550,000	46,271	0	643,237
6	393,736	190,872	0	26,648	0	217,520
7	410,218	16,482	516,600	14,236	0	485,882
8	464,218	54,000	371,760	15,138	0	302,622
9	614,247	150,029	740,000	615,804	64,589	90,422
10	306,070	308,177	463,000	392,031	158,909	220,237
11	451,751	145,681	579,000	312,206	0	121,113
12	325,241	126,510	785,000	351,398	24,554	535,558
13	455,383	130,142	380,000	255,610	0	5,752
14	233,961	221,422	735,000	343,339	0	613,083
15	572,409	338,448	647,000	472,834	591	164,873

(注1) 実質的な収支 = 単年度収支[実質収支 - 前年度実質収支] - 財源対策

(注2) 財源対策は、財政調整基金、減債基金及び土地開発基金の取崩額から積立額を差し引いた額に、地方債の繰上償還額を控除した額である。

(注3) なお、減税補てん債、臨時税収補てん債及び減収補てん債については、普通交付税交付団体であることから財源対策に含めていない。また、財産売却収入についても含めないものとした。

(注4) A'は前年度実質収支を指す。

(2) 歳出水準の確保と市税等のギャップ

景気の低迷が長引き、市税等経常的な一般財源収入が伸び悩む中、立ち遅れていた都市基盤整備の促進と、これに伴う管理運営費や公債費などの義務的経費等により高い歳出水準を維持してきた。

これは、市債発行額の大幅な増加や基金の取崩しにより財源の確保を図ったことにより可能となったものである。

図2-2 歳出総額と市税収入等のギャップ(普通会計決算)

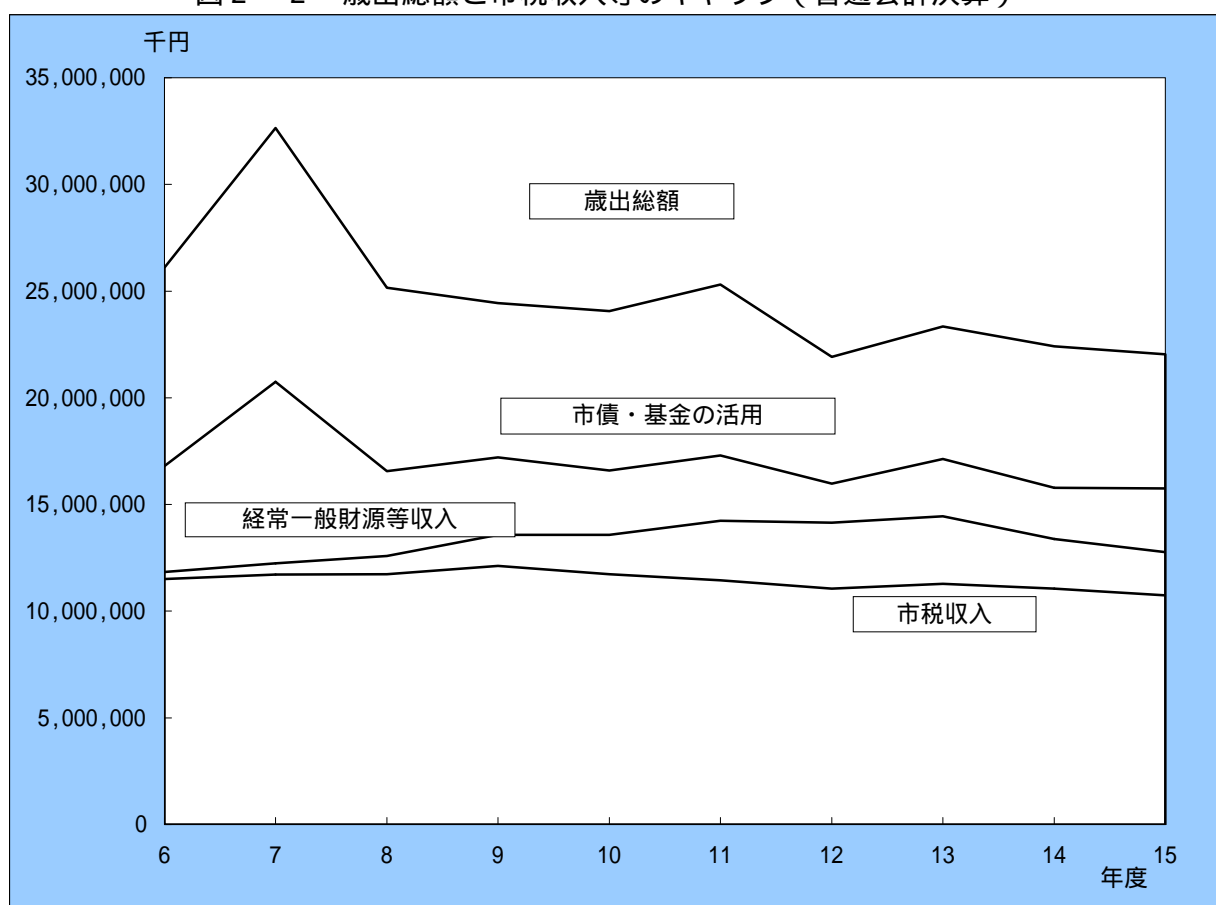


表2-2 歳出総額、市税収入等の推移(普通会計決算)

(単位：千円)

区分	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
歳出総額	26,108,198	32,638,048	25,159,925	24,432,141	24,063,171	25,302,459	21,919,008	23,347,700	22,419,847	22,042,161
經常一般財源等収入	11,833,980	12,248,744	12,587,702	13,576,194	13,576,466	14,244,115	14,147,331	14,440,417	13,380,542	12,772,265
市税	11,508,525	11,722,701	11,728,793	12,124,446	11,726,532	11,450,652	11,054,621	11,274,277	11,050,773	10,739,440
市債借入	3,551,500	5,419,000	3,021,700	1,945,500	1,893,600	2,131,900	931,000	1,974,800	1,566,500	2,170,600
基金取崩	1,416,000	3,074,300	952,760	1,687,691	1,123,000	925,734	899,644	718,556	837,000	812,600

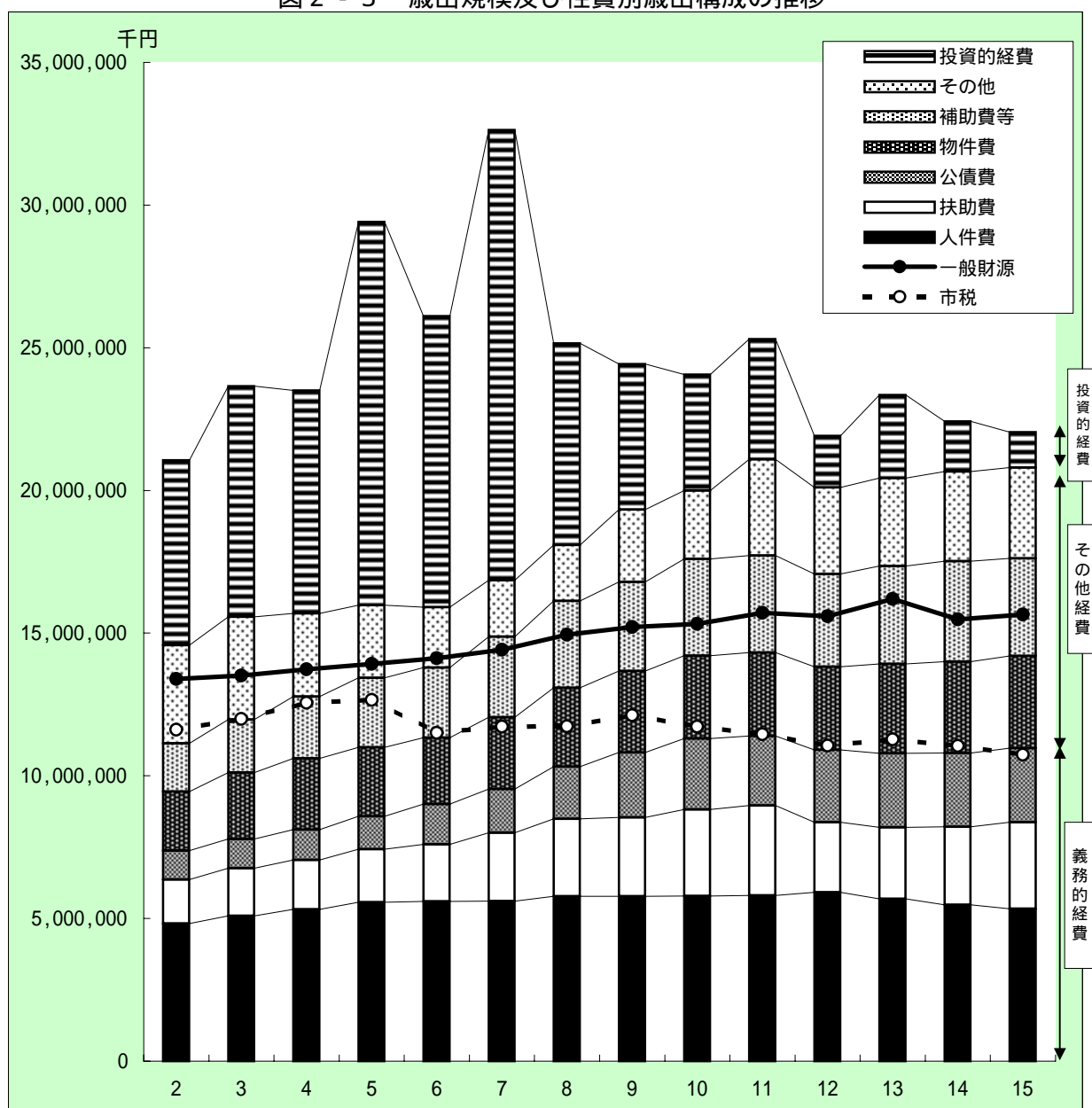
表 2 - 3 性質別歳出決算及び一般財源の推移

(単位：千円)

区分	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	その他	投資的経費	市税	一般財源
2	4,823,556	1,543,288	1,013,341	2,066,788	1,686,830	3,439,053	6,485,462	11,613,641	13,393,174
3	5,094,019	1,664,688	1,024,911	2,329,871	1,862,986	3,590,115	8,086,259	11,991,071	13,513,840
4	5,321,492	1,723,339	1,065,068	2,498,447	2,164,010	2,919,918	7,811,646	12,554,510	13,735,781
5	5,567,290	1,864,267	1,152,139	2,417,237	2,429,196	2,549,005	13,432,391	12,657,091	13,915,719
6	5,596,822	1,998,257	1,408,900	2,333,643	2,453,870	2,121,838	10,194,868	11,508,525	14,119,886
7	5,610,331	2,397,379	1,530,577	2,516,154	2,819,604	1,979,633	15,784,370	11,722,701	14,415,234
8	5,774,056	2,714,022	1,831,818	2,766,864	3,039,681	1,957,340	7,076,144	11,728,793	14,940,897
9	5,774,920	2,765,197	2,277,826	2,856,533	3,119,825	2,539,651	5,098,189	12,124,446	15,215,261
10	5,784,657	3,035,584	2,484,153	2,901,320	3,392,963	2,397,692	4,066,802	11,726,532	15,325,444
11	5,802,194	3,152,409	2,443,771	2,920,010	3,396,191	3,374,347	4,213,537	11,450,652	15,710,620
12	5,919,392	2,448,184	2,542,782	2,914,857	3,247,399	3,030,845	1,815,549	11,054,621	15,594,174
13	5,685,798	2,504,201	2,593,950	3,135,271	3,435,687	3,074,510	2,918,283	11,274,277	16,199,421
14	5,477,728	2,733,356	2,590,887	3,202,504	3,515,287	3,139,301	1,760,784	11,050,773	15,479,336
15	5,336,109	3,038,796	2,594,492	3,233,423	3,419,917	3,181,943	1,237,481	10,739,440	15,647,823

(注) 一般財源は、市税・譲与税・交付金の一般財源に減税補てん債等を加えた額である。

図 2 - 3 歳出規模及び性質別歳出構成の推移



年度

(3) 対応能力を失っている財政

将来にわたる財政負担としての地方債現在高は、平成11年度末には253億円を超えて、年間の予算規模をはるかに上回り、公債費負担は高止まりとなっている。平成11年度は前年度の繰上償還に伴い減となったものの、臨時財政対策債の借入れの影響により、平成16年度以降の借入を考慮しないとすると、この先平成20年度頃をピークに増加することになる。

一方、基金は底をついており、公債費の後年度負担を考えると、市債や基金の活用により歳出水準を維持することはできない状況になっている。

図2-4 公債費の推移(一般会計)

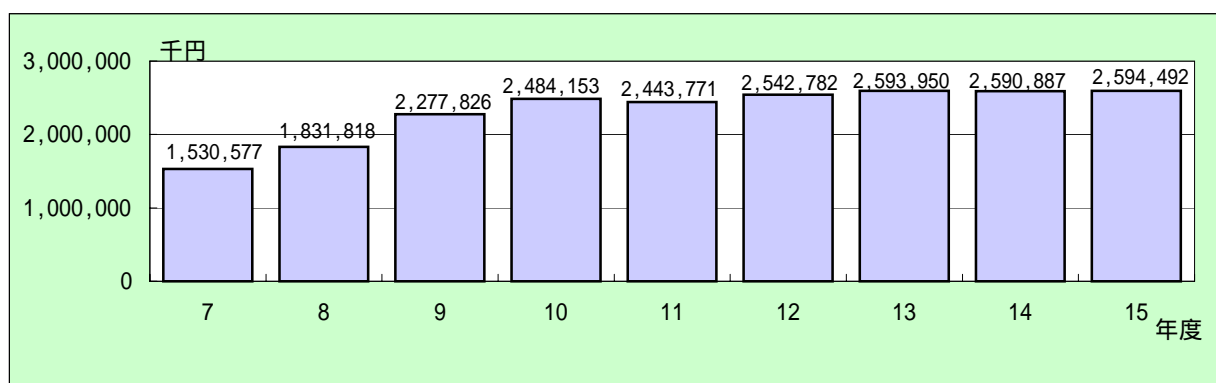


図2-5 市債残高の推移(一般会計)

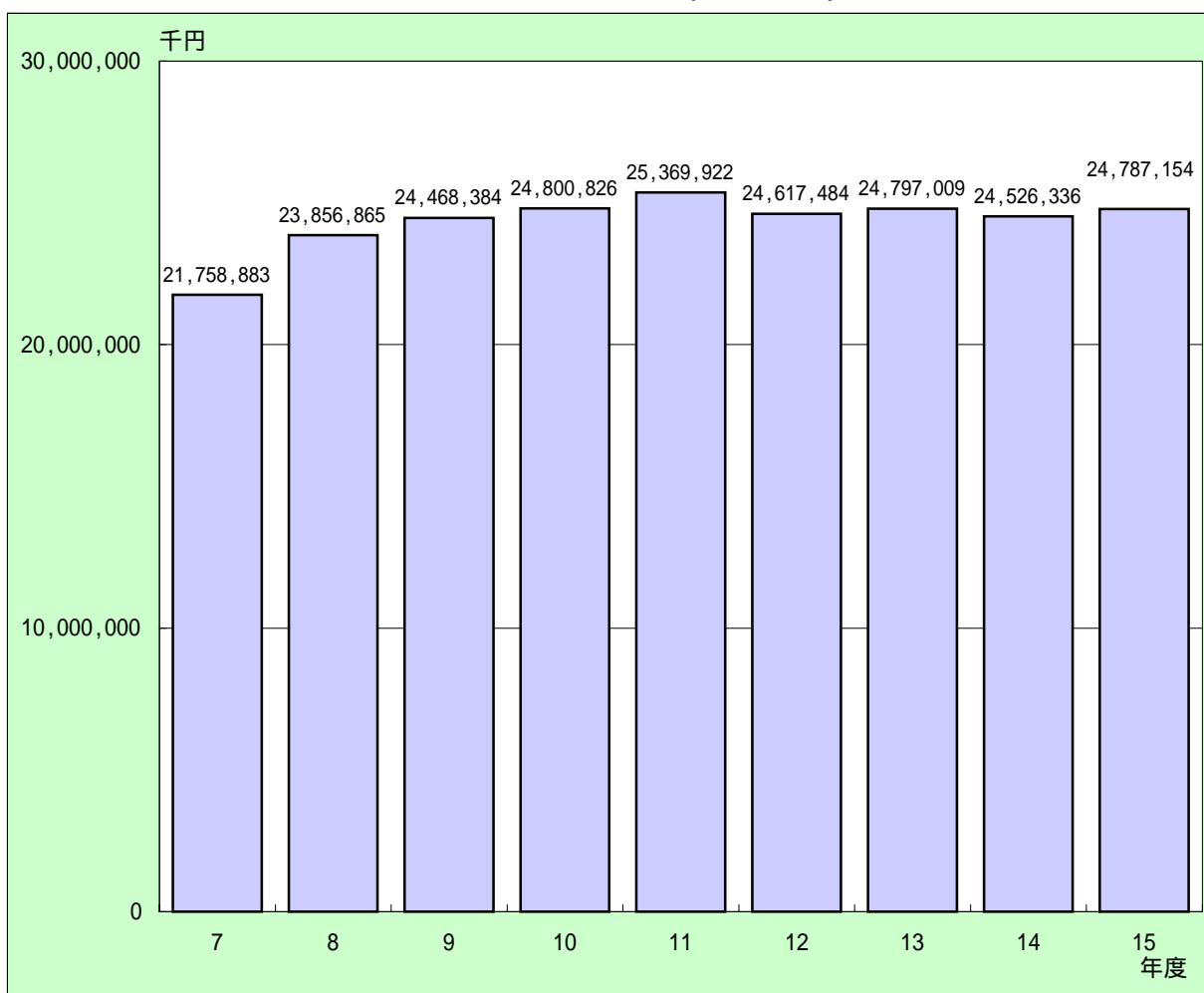


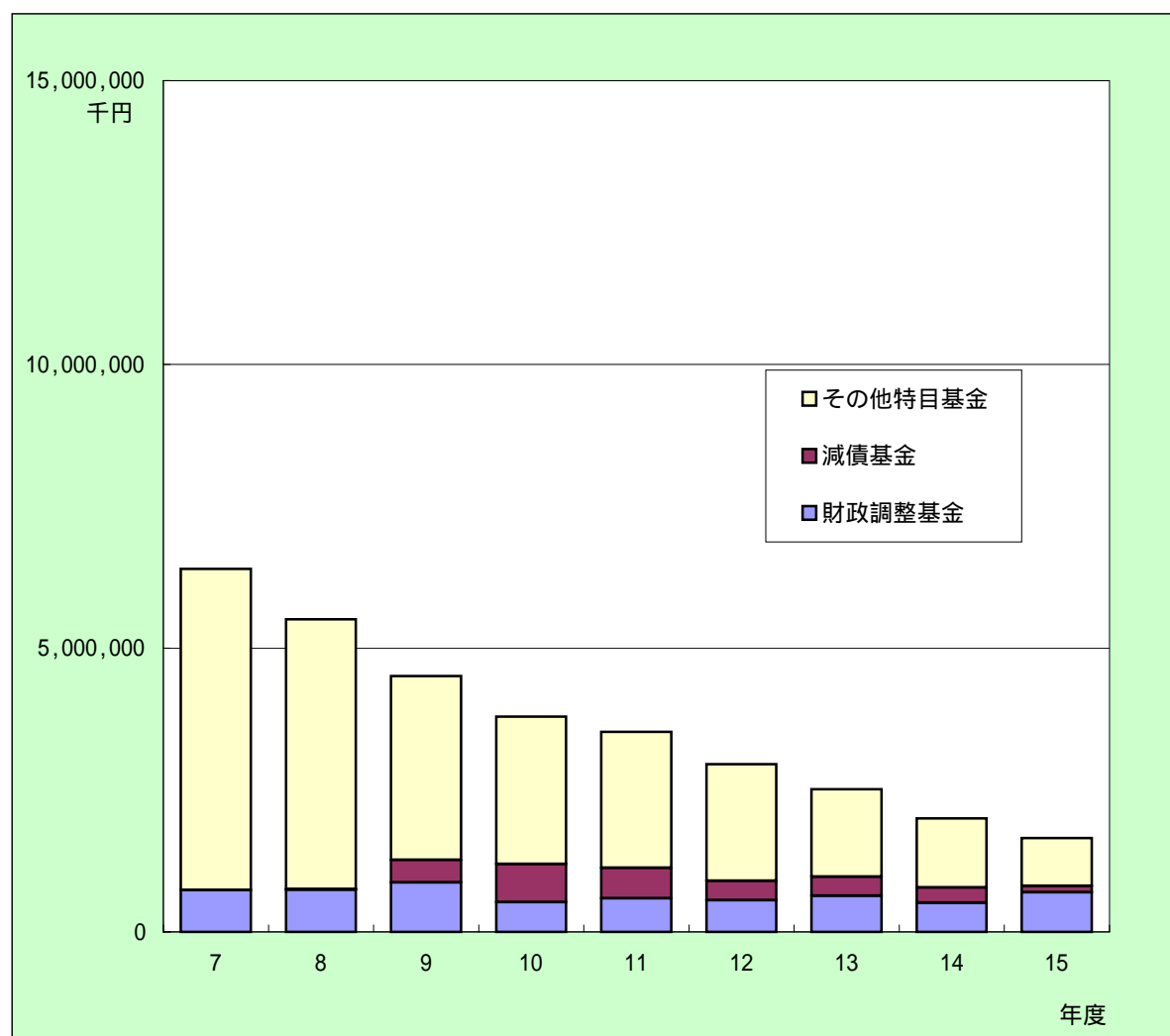
表 2 - 4 基金残高の内訳

(単位：千円)

区 分	7	8	9	10	11	12	13	14	15
財政調整基金	738,006	743,144	868,893	525,972	593,990	559,497	634,886	513,032	696,706
減 債 基 金		10,000	400,055	672,007	537,195	338,086	338,307	268,500	110,660
その他特目基金	5,658,214	4,752,783	3,241,887	2,595,949	2,392,634	2,056,716	1,543,080	1,217,516	845,528
合 計	6,396,220	5,505,927	4,510,835	3,793,928	3,523,819	2,954,299	2,516,273	1,999,048	1,652,894

(注) 「その他特目基金」には土地開発基金を含む。

図 2 - 6 基金残高の推移



(4) 経常収支比率の上昇

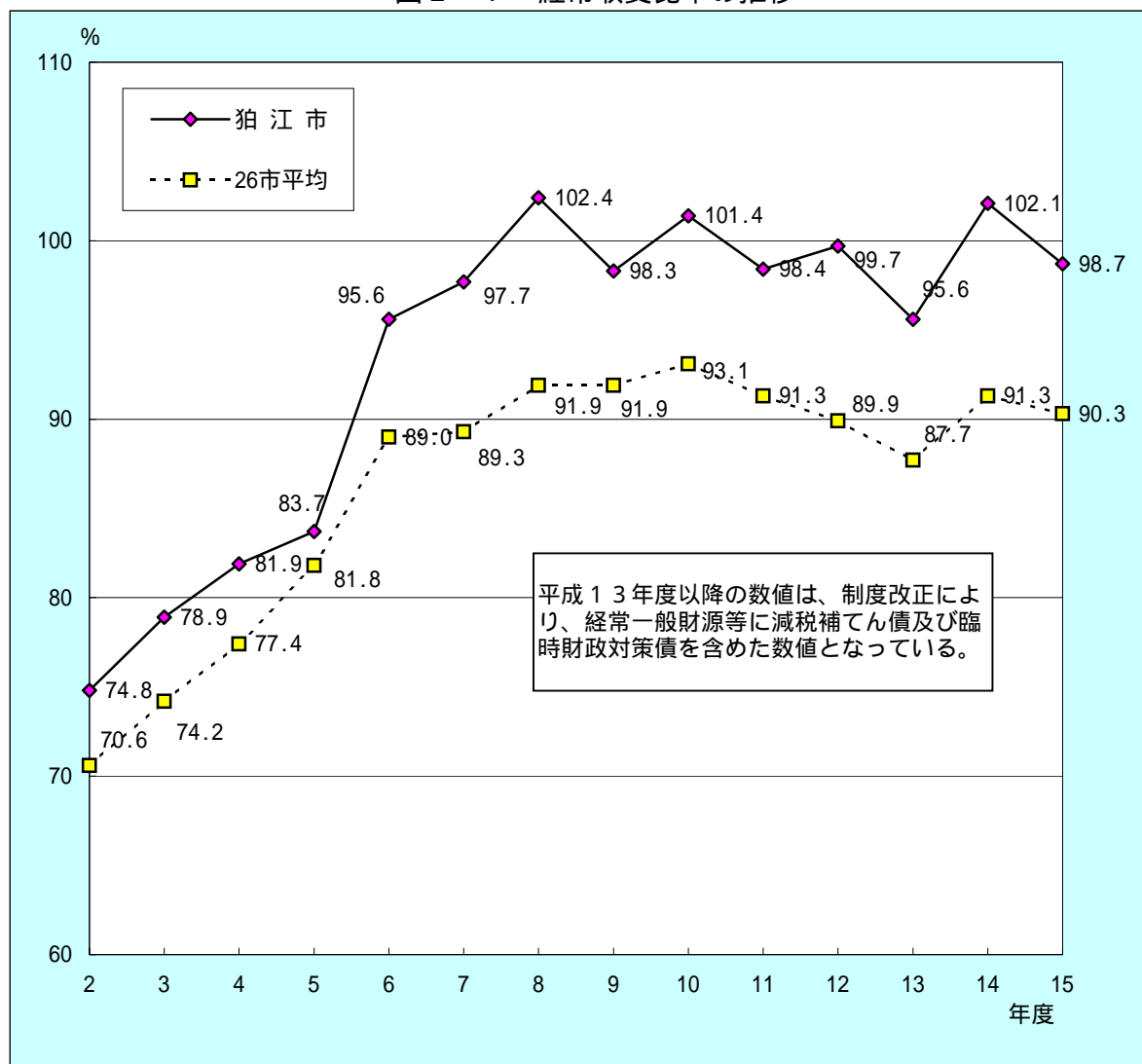
市の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、バブル期の税収増を反映して低下したものの、平成3年度から大幅な上昇に転じており、財政の硬直化が進んだ。

15年度は98.7%と前年度比3.4ポイント減となり、前年同様26市では最も高い比率となった。また、減税補てん債等を経常一般財源に加えない場合の経常収支比率は109.0%から112.3%と3.3ポイントの増となり、こちらも1番高い比率となった。

これは、歳出の経常的経費が経常的に収入される一般財源で賄いきれないことを意味しており、今後の新たな行政需要に対応することが一切不可能な状況にあるといえる。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的な経費に充当された一般財源}}{\text{経常的に収入された一般財源}}$$

図2-7 経常収支比率の推移



3 26市での財政状況の比較

このように、市の財政は大変厳しい状況にあるが、ここで、「平成15年度決算状況」及び代表的な財政指標である「経常収支比率」について、都内26市での財政状況を比較することにより、市財政の現状ををあらためて見ることにする。

(1) 平成15年度決算状況の比較

まず、平成15年度決算状況による比較であるが、15年度決算収支の状況及び財政力指数等の状況は、速報値の段階であるが、表3-1及び表3-2のとおりである。

これらの決算数値の中から、表3-3のとおり、次の財政力を比較し財政力の豊かな順にランク付けを行った。(() 書きは前年度のランク。)

〔歳出規模〕

歳出規模は標準財政規模とほぼ同水準となっているが、人口1人当りの歳出額は低くなっている。

歳出総額	22,042,161千円	24(22)/26位
人口1人当りの歳出額	293千円	19(19)/26位
標準財政規模	12,739,996千円	22(22)/26位

〔財政指数〕

財政指数は、経常収支比率をはじめとして、いずれも低いランクとなっている。

財政力指数	0.850	18(18)/26位
経常一般財源比率	100.3%	18(24)/26位
公債費比率	15.3%	25(25)/26位
公債費負担比率	15.3%	25(25)/26位
経常収支比率	98.7%	26(26)/26位

〔後年度の財政負担及び財政対応能力〕

地方債現在高及び積立金現在高について、標準財政規模に対する比率により比較してみると、いずれも低いランクとなっている。

地方債現在高 / 標準財政規模	194.6%	25(25)/26位
積立金現在高 / 標準財政規模	10.5%	25(25)/26位
財政調整基金積立金現在高 / 標準財政規模	5.5%	18(24)/26位

表3 - 1 平成15年度決算 26市の財政力比較 (速報値のため取扱い注意)

(単位:千円、%)

区分 市名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引 (A-B) C	翌年度に繰り 越すべき財源 D	実質収支 (C-D) E	単年度収支 F	積立金 G	繰上償還金 H	積立金 取崩し額 I	実質単年度 収 支 (F+G+H-I) J	標準財政 規 模 K	実質収支 比 率 (E / K)
八王子市	149,412,508	148,055,233	1,357,275	85,699	1,271,576	563,778	10,478	0	1,101,937	1,655,237	#REF!	#REF!
立川市	58,201,690	57,416,399	785,291	68,691	716,600	118,567	9	277,600	300,000	140,958	#REF!	#REF!
武蔵野市	58,558,288	56,698,685	1,859,603	0	1,859,603	701,502	1,394,677	0	0	693,175	#REF!	#REF!
三鷹市	56,499,033	54,453,659	2,045,374	294,152	1,751,222	130,487	118,497	174,914	449,556	286,632	#REF!	#REF!
青梅市	41,803,616	41,087,292	716,324	7,620	708,704	78,860	395,242	0	1,200,000	883,618	#REF!	#REF!
府中市	74,290,914	72,639,236	1,651,678	184,175	1,467,503	290,938	5,000	0	38,500	257,438	#REF!	#REF!
昭島市	32,942,046	32,448,371	493,675	2,883	490,792	170,050	190,879	0	198,000	162,929	#REF!	#REF!
調布市	65,786,835	63,860,322	1,926,513	426,731	1,499,782	245,843	271,077	0	700,500	675,266	#REF!	#REF!
町田市	113,749,408	111,363,777	2,385,631	306,310	2,079,321	790,158	2,524,678	0	2,063,076	1,251,760	#REF!	#REF!
小金井市	30,879,495	30,172,816	706,679	317	706,362	458,022	220,027	0	0	678,049	#REF!	#REF!
小平市	51,014,453	49,339,894	1,674,559	645,764	1,028,795	5,804	520,177	539,113	800,000	253,486	#REF!	#REF!
日野市	53,257,150	52,246,877	1,010,273	68,388	941,885	48,832	464,118	0	241,485	271,465	#REF!	#REF!
東村山市	41,677,424	41,103,240	574,184	3,351	570,833	421,262	59	0	400,000	21,321	#REF!	#REF!
国分寺市	37,149,980	36,479,655	670,325	17,323	653,002	241,400	844	0	540,959	298,715	#REF!	#REF!
国立市	22,627,749	22,457,698	170,051		170,051	93,434	196,474	0	280,000	176,960	#REF!	#REF!
福生市	22,410,113	22,096,244	313,869	0	313,869	274,478	460	0	210,000	484,018	#REF!	#REF!
狛江市	22,615,168	22,042,161	573,007	598	572,409	338,448	407,674	0	224,000	522,122	#REF!	#REF!
東大和市	23,450,297	22,671,252	779,045	7	779,038	60,561	207	0	170,646	231,000	#REF!	#REF!
清瀬市	23,170,854	22,633,792	537,062	2,300	534,762	162,877	71,500	0	200,000	34,377	#REF!	#REF!
東久留米市	33,361,434	31,927,794	1,433,640	0	1,433,640	242,569	1,136	0	1,596,596	1,352,891	#REF!	#REF!
武蔵村山市	21,917,054	21,138,245	778,809	0	778,809	12,575	36,842	0	45,445	21,178	#REF!	#REF!
多摩市	44,468,997	43,548,148	920,849	13,416	907,433	153,000	126	0	446,307	293,181	#REF!	#REF!
稲城市	26,629,632	25,694,156	935,476	311,143	624,333	129,594	8,797	0	1,000	137,391	#REF!	#REF!
羽村市	18,938,858	18,587,934	350,924	2,835	348,089	147,498	3,535	0	302,343	151,310	#REF!	#REF!
あきる野市	26,801,852	26,247,634	554,218	0	554,218	28,240	173	0	0	28,413	#REF!	#REF!
西東京市	56,574,136	55,537,743	1,036,393	14,644	1,021,749	61,854	873,174	0	690,000	245,028	#REF!	#REF!
合 計	1,208,188,984	1,181,948,257	26,240,727	2,456,347	23,784,380	1,398,853	7,715,860	991,627	12,200,350	2,094,010	#REF!	
26市平均	46,468,807	45,459,548	1,009,259	94,475	914,784	53,802	296,764	38,140	469,244	-80,539	#REF!	#REF!

表3 - 2 平成15年度決算 26市の財政力比較 (速報値のため取扱い注意)

(単位:千円、%)

区分 市名	人口		地方交付税			財政力 指数 (3年平均)	実質 収支 比率	経常一 般財源 比率	公債費 比率	公債費 負担 比率	経常 収支 比率	地方債 現在高	積立金		
	H16.3.31 住基台帳	うち 65歳以上	基準財政 需要額	基準財政 収入額	標準財政 規模								現在高	うち財調	取崩し額
八王子市	529,226	85,552	66,072,626	66,432,466	88,153,143	0.992	1.4	100.4	15.8	17.6	92.6	171,759,688	12,308,927	2,744,837	1,920,960
立川市	167,801	27,383	21,753,346	25,431,518	33,788,811	1.148	2.1	102.3	8.9	11.1	92.2	42,508,496	8,174,784	1,668,060	428,374
武蔵野市	131,149	23,680	16,847,218	25,324,636	33,678,126	1.598	5.5	117.2	6.3	7.3	80.8	27,527,543	23,778,601	6,164,233	1,362,427
三鷹市	169,187	28,481	20,722,310	25,792,659	34,270,328	1.194	5.1	100.0	9.9	11.4	86.8	48,890,609	9,287,319	1,774,909	1,254,431
青梅市	139,194	23,105	18,785,740	16,419,778	24,089,992	0.859	2.9	99.9	5.3	6.0	88.5	18,721,440	16,602,141	3,338,050	1,901,400
府中市	230,097	36,101	27,241,993	33,388,369	44,351,018	1.175	3.3	101.6	9.1	10.1	88.1	44,892,314	30,114,808	3,915,140	2,828,235
昭島市	108,503	18,089	13,692,334	13,608,060	18,122,377	0.970	2.7	100.5	8.6	9.8	91.3	23,328,158	5,704,297	2,598,982	328,000
調布市	205,134	33,696	24,546,485	30,536,138	40,572,263	1.179	3.7	100.0	8.9	10.2	90.4	41,907,724	8,922,649	3,044,977	1,418,610
町田市	397,746	66,178	45,745,441	50,856,094	67,500,213	1.098	3.1	99.8	7.4	9.1	88.4	72,836,665	20,859,397	6,158,611	4,690,916
小金井市	108,531	18,295	13,512,327	14,067,679	18,682,127	0.978	3.8	99.9	8.7	10.3	92.5	24,315,085	3,656,195	424,709	175,142
小平市	175,230	29,857	21,521,585	20,803,791	28,265,791	0.950	3.6	100.6	11.3	12.7	90.7	43,796,569	9,045,423	3,425,251	1,471,752
日野市	168,039	29,461	20,970,182	20,646,365	27,624,744	0.962	3.4	101.9	7.1	8.4	87.6	31,989,180	9,014,900	2,320,661	1,360,120
東村山市	143,635	27,048	18,702,920	15,197,175	23,628,933	0.795	2.4	99.2	10.4	11.7	88.6	37,589,491	4,864,166	731,126	994,678
国分寺市	111,233	18,638	15,133,214	15,479,742	20,559,172	0.988	3.2	100.4	11.6	13.0	93.9	36,819,785	6,524,184	1,628,243	1,820,959
国立市	72,146	11,940	9,932,324	9,784,589	13,145,923	0.937	1.3	101.8	6.4	7.5	95.7	15,253,655	4,413,921	1,183,681	562,375
福生市	59,462	9,358	8,460,206	6,534,217	10,573,237	0.741	3.0	111.1	7.7	7.3	95.2	12,384,823	10,268,340	1,882,337	940,000
狛江市	75,248	13,553	9,922,588	8,689,737	12,739,996	0.850	4.5	100.3	15.3	15.3	98.7	24,787,154	1,332,894	696,706	812,600
東大和市	79,960	13,273	10,471,756	8,858,536	12,992,947	0.816	6.0	100.7	12.5	12.4	92.7	19,185,999	2,477,408	1,137,518	189,710
清瀬市	70,148	13,962	9,741,482	6,635,712	11,884,621	0.660	4.5	100.1	11.1	12.4	92.4	18,932,177	316,061	120,666	278,124
東久留米市	113,811	20,937	14,840,578	11,961,606	18,714,757	0.782	7.7	101.9	11.7	11.9	91.1	29,457,639	3,151,925	758,726	1,808,596
武蔵村山市	65,811	10,336	9,376,996	7,222,112	11,708,985	0.790	6.7	105.0	6.7	7.1	88.5	11,526,359	8,665,116	3,228,540	135,147
多摩市	143,458	20,475	17,500,565	20,936,813	27,796,613	1.203	3.3	101.8	8.0	9.0	90.8	35,062,894	8,850,343	1,335,015	506,580
稲城市	73,768	9,683	10,096,947	8,897,861	12,988,835	0.846	4.8	101.8	6.6	7.3	81.8	17,243,423	10,704,142	2,654,206	1,009
羽村市	55,437	7,931	7,799,503	7,968,465	10,574,503	0.997	3.3	104.7	9.4	9.8	93.9	10,698,778	6,861,308	1,610,558	935,690
あきる野市	79,717	14,412	11,143,449	8,916,080	14,454,330	0.775	3.8	98.5	10.8	11.0	89.7	21,796,082	2,759,492	1,332,623	202,310
西東京市	183,096	33,132	22,702,133	20,861,754	30,867,216	0.915	3.3	102.0	7.4	8.6	85.1	44,045,408	12,133,525	4,710,647	1,758,026
合計	3,856,767	644,556	487,236,248	501,251,952	691,729,001	25.198	98.4	2653.4	242.9	268.3	2348.0	927,257,138	240,792,266	60,589,012	30,086,171
26市平均	148,337	24,791	18,739,856	19,278,921	26,604,962	0.969	3.8	102.1	9.3	10.3	90.3	35,663,736	9,261,241	2,330,347	1,157,160

表3-3 平成15年度決算 26市の財政力比較 (速報値のため取扱い注意)

(単位:千円,%)

区分 順位	歳出総額		人口1人当り 歳出額 (歳出総額/人口)		標準財政規模		財政力指数 (3年平均)		経常一般財源比率		公債費比率		公債費負担比率		経常収支比率		標準財政規模に対する比率								
																	地方債現在高			積立金現在高			うち財調		
																	(昇順)			(降順)			(降順)		
1	八王子市	148,055,233	武蔵野市	432	八王子市	88,153,143	武蔵野市	1.598	武蔵野市	117.2	青梅市	5.3	青梅市	6.0	武蔵野市	80.8	青梅市	77.7	福生市	97.1	武蔵村山市	27.6			
2	町田市	111,363,777	福生市	372	町田市	67,500,213	多摩市	1.203	福生市	111.1	武蔵野市	6.3	武蔵村山市	7.1	稲城市	81.8	武蔵野市	81.7	稲城市	82.4	稲城市	20.4			
3	府中市	72,639,236	稲城市	348	府中市	44,351,018	三鷹市	1.194	武蔵村山市	105.0	国立市	6.4	武蔵野市	7.3	西東京市	85.1	武蔵村山市	98.4	武蔵村山市	74.0	武蔵野市	18.3			
4	調布市	63,860,322	立川市	342	調布市	40,572,263	調布市	1.179	羽村市	104.7	稲城市	6.6	福生市	7.3	三鷹市	86.8	羽村市	101.2	武蔵野市	70.6	福生市	17.8			
5	立川市	57,416,399	羽村市	335	三鷹市	34,270,328	府中市	1.175	立川市	102.3	武蔵村山市	6.7	稲城市	7.3	日野市	87.6	府中市	101.2	青梅市	68.9	西東京市	15.3			
6	武蔵野市	56,698,685	あきる野市	329	立川市	33,788,811	立川市	1.148	西東京市	102.0	日野市	7.1	国立市	7.5	府中市	88.1	調布市	103.3	府中市	67.9	羽村市	15.2			
7	西東京市	55,537,743	国分寺市	328	武蔵野市	33,678,126	町田市	1.098	日野市	101.9	町田市	7.4	日野市	8.4	町田市	88.4	町田市	107.9	羽村市	64.9	昭島市	14.3			
8	三鷹市	54,453,659	清瀬市	323	西東京市	30,867,216	羽村市	0.997	東久留米市	101.9	西東京市	7.4	西東京市	8.6	青梅市	88.5	日野市	115.8	西東京市	39.3	青梅市	13.9			
9	日野市	52,246,877	三鷹市	322	小平市	28,265,791	八王子市	0.992	国立市	101.8	福生市	7.7	多摩市	9.0	武蔵村山市	88.5	国立市	116.0	国立市	33.6	小平市	12.1			
10	小平市	49,339,894	武蔵村山市	321	多摩市	27,796,613	国分寺市	0.988	多摩市	101.8	多摩市	8.0	町田市	9.1	東村山市	88.6	福生市	117.1	日野市	32.6	あきる野市	9.2			
11	多摩市	43,548,148	府中市	316	日野市	27,624,744	小金井市	0.978	稲城市	101.8	昭島市	8.6	昭島市	9.8	あきる野市	89.7	立川市	125.8	小平市	32.0	町田市	9.1			
12	東村山市	41,103,240	調布市	311	青梅市	24,089,992	昭島市	0.970	府中市	101.6	小金井市	8.7	羽村市	9.8	調布市	90.4	多摩市	126.1	多摩市	31.8	国立市	9.0			
13	青梅市	41,087,292	国立市	311	東村山市	23,628,933	日野市	0.962	東大和市	100.7	立川市	8.9	府中市	10.1	小平市	90.7	昭島市	128.7	国分寺市	31.7	府中市	8.8			
14	国分寺市	36,479,655	日野市	311	国分寺市	20,559,172	小平市	0.950	小平市	100.6	調布市	8.9	調布市	10.2	多摩市	90.8	小金井市	130.2	昭島市	31.5	東大和市	8.8			
15	昭島市	32,448,371	多摩市	304	東久留米市	18,714,757	国立市	0.937	昭島市	100.5	府中市	9.1	小金井市	10.3	東久留米市	91.1	稲城市	132.8	町田市	30.9	日野市	8.4			
16	東久留米市	31,927,794	西東京市	303	小金井市	18,682,127	西東京市	0.915	八王子市	100.4	羽村市	9.4	あきる野市	11.0	昭島市	91.3	三鷹市	142.7	三鷹市	27.1	国分寺市	7.9			
17	小金井市	30,172,816	昭島市	299	昭島市	18,122,377	青梅市	0.859	国分寺市	100.4	三鷹市	9.9	立川市	11.1	立川市	92.2	西東京市	142.7	立川市	24.2	調布市	7.5			
18	あきる野市	26,247,634	青梅市	295	あきる野市	14,454,330	狛江市	0.850	狛江市	100.3	東村山市	10.4	三鷹市	11.4	清瀬市	92.4	東大和市	147.7	調布市	22.0	狛江市	5.5			
19	稲城市	25,694,156	狛江市	293	国立市	13,145,923	稲城市	0.846	清瀬市	100.1	あきる野市	10.8	東村山市	11.7	小金井市	92.5	あきる野市	150.8	東村山市	20.6	三鷹市	5.2			
20	東大和市	22,671,252	東村山市	286	東大和市	12,992,947	東大和市	0.816	三鷹市	100.0	清瀬市	11.1	東久留米市	11.9	八王子市	92.6	小平市	154.9	小金井市	19.6	立川市	4.9			
21	清瀬市	22,633,792	東大和市	284	稲城市	12,988,835	東村山市	0.795	調布市	100.0	小平市	11.3	東大和市	12.4	東大和市	92.7	東久留米市	157.4	あきる野市	19.1	多摩市	4.8			
22	国立市	22,457,698	小平市	282	狛江市	12,739,996	武蔵村山市	0.790	青梅市	99.9	国分寺市	11.6	清瀬市	12.4	国分寺市	93.9	東村山市	159.1	東大和市	19.1	東久留米市	4.1			
23	福生市	22,096,244	東久留米市	281	清瀬市	11,884,621	東久留米市	0.782	小金井市	99.9	東久留米市	11.7	小平市	12.7	羽村市	93.9	清瀬市	159.3	東久留米市	16.8	八王子市	3.1			
24	狛江市	22,042,161	町田市	280	武蔵村山市	11,708,985	あきる野市	0.775	町田市	99.8	東大和市	12.5	国分寺市	13.0	福生市	95.2	国分寺市	179.1	八王子市	14.0	東村山市	3.1			
25	武蔵村山市	21,138,245	八王子市	280	羽村市	10,574,503	福生市	0.741	東村山市	99.2	狛江市	15.3	狛江市	15.3	国立市	95.7	狛江市	194.6	狛江市	10.5	小金井市	2.3			
26	羽村市	18,587,934	小金井市	278	福生市	10,573,237	清瀬市	0.660	あきる野市	98.5	八王子市	15.8	八王子市	17.6	狛江市	98.7	八王子市	194.8	清瀬市	2.7	清瀬市	1.0			
平均	26市平均	45,459,548	26市平均	314	26市平均	26,604,962	26市平均	0.969	26市平均	102.1	26市平均	9.3	26市平均	10.3	26市平均	90.3	26市平均	132.6	26市平均	37.9	26市平均	9.9			

(2) 経常収支比率による比較

狛江市の経常収支比率は、昭和50年代中頃、市の平均を下回る80%台前半で推移していたが、昭和60年度には86.9%と市平均の81.6%を大きく超えることとなった。

その後、バブル景気による一般財源収入の伸びにより、平成2年度には74.8%まで低下したが、バブル崩壊後に再び上昇に転じた。また、平成6年度より実施された住民税の先行減税、その後の特別減税等に伴い、更に上昇を高める要因となった。

平成10年度では、101.4%と再び100%を超えることとなり、「実質的な経常収支比率」も2.5ポイント上昇し、97.7%にまで達し、もはや財政の弾力性は失われている状況となった。

平成11年度では、98.4%と3.0ポイント減少したものの、「実質的な経常収支比率」は97.3%と0.4ポイントの減少に留まっている。

平成12年度では、99.7%と1.3ポイント上昇し、小金井市に次ぎ第2位となった。「実質的な経常収支比率」も98.4%と1.1ポイント上昇し依然として高い数値の推移となった。

平成13年度から、算定方法の変更があり、平成13年度では変更前の「実質的な経常収支比率」は「経常収支比率」と呼ばれ、95.6%と2.8ポイント減少し、変更前の「経常収支比率」は「減税補てん債等を経常一般財源に加えない場合の経常収支比率」となり、99.1%と0.6ポイント減少したものの、26市中第1位となり財政の硬直化が進んでいる。

平成14年度では、102.1%と6.5ポイント上昇し、減税補てん債等を経常一般財源に加えない場合の経常収支比率は109.0%と9.9ポイント増加し、前年度同様26市中第1位となっている。

平成15年度では、98.7%と3.4ポイント下降したものの、減税補てん債等を経常一般財源に加えない場合の経常収支比率は112.3%と3.3ポイント増加し、前年度同様26市中第1位となり、財政の硬直化から抜け出せない状況となっている。

以下、経常収支比率及び各性質別経常収支比率を比較することにより、経常収支比率を押し上げている要素についてみることにする。

〔比較データ〕・平成2年度～平成15年度までの14年間の推移

〔比較団体〕・【26市】 都内26市の平均

・【類 団】 都内類似団体5市の平均
(国立市・福生市・清瀬市・稲城市・東大和市)

・【ブロック】 同一ブロック5市の平均
(武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市)

〔比較項目〕 経常収支比率

人件費 経常収支比率

物件費 経常収支比率

維持補修費 経常収支比率

扶助費 経常収支比率

補助費等 経常収支比率

公債費 経常収支比率

繰出金 経常収支比率

15年度各市経常収支比率計算一覧表

	人件費	物件費	維持補修費	扶助費	補助費等	公債費	繰出金	投資及び 出資金・貸付 金	合計
八王子市	31.5	11.1	1.5	11.0	9.1	20.1	8.3		92.6
立川市	32.5	15.4	1.3	11.2	9.4	12.0	10.3		92.2
武蔵野市	27.1	20.1	1.4	5.6	11.6	8.4	6.6		80.8
三鷹市	28.5	15.6	0.7	7.3	14.6	12.8	7.3		86.8
青梅市	26.3	17.0	1.3	10.0	19.2	7.1	7.6		88.5
府中市	24.1	20.8	1.8	7.3	14.1	11.5	8.1		88.1
昭島市	34.7	14.4	0.9	11.3	10.9	11.0	8.0		91.3
調布市	26.1	18.6	1.1	6.0	16.5	11.7	10.4		90.4
町田市	30.4	17.4	1.6	9.3	12.3	10.4	7.0		88.4
小金井市	35.4	14.9	0.6	6.5	13.2	11.5	10.4		92.5
小平市	26.5	16.7	0.7	7.8	14.3	13.4	11.3		90.7
日野市	33.3	15.9	0.9	8.2	11.5	9.5	8.3		87.6
東村山市	32.5	13.7	0.7	9.8	11.4	13.0	7.5		88.6
国分寺市	31.3	14.6	1.2	6.1	9.7	14.1	16.8		93.9
国立市	30.6	15.8	1.0	9.7	15.3	8.5	14.8		95.7
福生市	30.2	16.7	0.4	12.6	17.2	8.7	9.4		95.2
狛江市	31.9	14.8	0.6	6.2	16.5	17.8	10.9		98.7
東大和市	30.4	15.3	0.8	11.8	13.8	14.4	6.2		92.7
清瀬市	35.0	12.1	0.4	10.0	13.6	14.0	7.3		92.4
東久留米市	35.8	15.5	1.7	6.9	9.5	14.0	7.7		91.1
武蔵村山市	29.6	15.2	1.2	15.9	12.2	8.2	6.1		88.5
多摩市	28.3	22.2	0.9	7.8	16.6	10.1	4.9		90.8
稲城市	29.6	14.8	1.1	7.9	14.8	8.8	4.8		81.8
羽村市	25.7	17.8	0.7	8.8	20.8	11.3	8.7		93.9
あきる野市	26.8	15.3	0.5	8.2	18.3	12.7	7.9		89.7
西東京市	29.4	15.5	0.9	6.5	15.1	10.0	7.6	0.1	85.1
26市平均	30.1	16.0	1.0	8.8	13.9	11.7	8.6	0.0	90.3

狛江市	31.9	14.8	0.6	6.2	16.5	17.8	10.9		98.7
武蔵野市	27.1	20.1	1.4	5.6	11.6	8.4	6.6		80.8
三鷹市	28.5	15.6	0.7	7.3	14.6	12.8	7.3		86.8
府中市	24.1	20.8	1.8	7.3	14.1	11.5	8.1		88.1
調布市	26.1	18.6	1.1	6.0	16.5	11.7	10.4		90.4
小金井市	35.4	14.9	0.6	6.5	13.2	11.5	10.4		92.5
ブロック別	28.9	17.5	1.0	6.5	14.4	12.3	9.0	0.0	89.6

狛江市を含む6市のブロック平均値（右シートのブロック平均値は狛江市を除いた5市の平均値）

狛江市	31.9	14.8	0.6	6.2	16.5	17.8	10.9		98.7
国立市	30.6	15.8	1.0	9.7	15.3	8.5	14.8		95.7
福生市	30.2	16.7	0.4	12.6	17.2	8.7	9.4		95.2
東大和市	30.4	15.3	0.8	11.8	13.8	14.4	6.2		92.7
清瀬市	35.0	12.1	0.4	10.0	13.6	14.0	7.3		92.4
稲城市	29.6	14.8	1.1	7.9	14.8	8.8	4.8		81.8
類団別	31.3	14.9	0.7	9.7	15.2	12.0	8.9	0.0	92.8

狛江市を含む6市の類団平均値（右シートの類団平均値は狛江市を除いた5市の平均値）

田無市は保谷市と合併により、12年度から類似団体でなくなる。

経常収支比率

- ・ 年度推移の状況は、おおむね同様の傾向を示している。
- ・ 平成5年度にほぼ同水準にあるが、近年は狛江市が群を抜いて高い比率となっている。
- ・ 類団平均を除き前年より下降しているが、臨時財政対策債の借入額の増加による影響が大きい。

表3-4 団体別「経常収支比率」の推移

(単位：%)

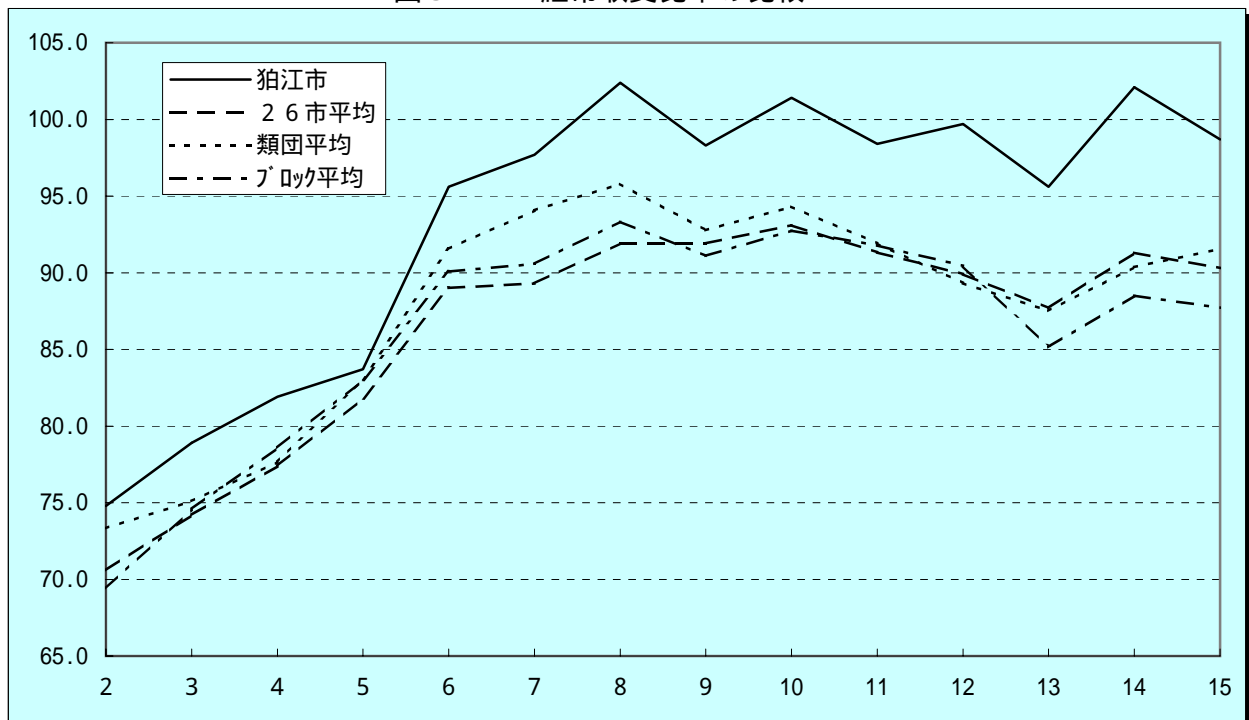
類団	ブロック	団体名	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
*	*	狛江市	74.8	78.9	81.9	83.7	95.6	97.7	102.4	98.3	101.4	98.4	99.7	95.6	102.1	98.7
	*	武蔵野市	63.7	65.5	72.8	79.9	87.7	86.7	85.9	86.3	87.3	84.5	81.6	71.8	85.2	80.8
	*	三鷹市	68.2	71.7	75.2	83.3	86.9	86.7	91.6	88.4	89.0	89.6	87.8	86.7	84.7	86.8
	*	府中市	66.9	73.8	79.7	82.6	85.9	87.2	89.8	89.0	89.4	93.2	93.6	88.9	88.7	88.1
	*	調布市	67.0	74.4	76.1	78.5	84.0	85.3	87.9	88.3	91.5	90.1	87.9	85.1	87.8	90.4
	*	小金井市	81.2	87.5	89.2	90.8	105.9	107.0	111.4	103.5	106.5	101.5	101.3	93.2	96.1	92.5
*		国立市	77.9	82.6	86.5	89.5	101.3	100.7	101.8	104.3	98.2	95.2	93.5	92.0	94.8	95.7
*		田無市	73.2	69.7	77.6	81.2	89.6	93.6	93.9	91.0	95.0	91.4				
*		福生市	67.2	69.5	71.2	79.0	83.9	85.0	88.1	83.4	85.8	87.3	86.7	89.1	90.1	95.2
*		東大和市	73.0	76.2	77.1	84.6	93.9	95.4	99.0	92.6	95.3	91.7	87.1	84.0	90.6	92.7
*		清瀬市	78.6	79.3	79.7	84.9	94.8	98.4	100.7	98.1	99.2	98.0	94.7	90.9	93.8	92.4
*		稲城市	70.1	73.3	73.8	79.3	85.8	91.3	91.3	87.2	92.4	87.8	84.6	81.5	82.5	81.8
		26市平均	70.6	74.2	77.4	81.8	89.0	89.3	91.9	91.9	93.1	91.3	89.9	87.7	91.3	90.3

再掲		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	狛江市	74.8	78.9	81.9	83.7	95.6	97.7	102.4	98.3	101.4	98.4	99.7	95.6	102.1	98.7
	26市平均	70.6	74.2	77.4	81.8	89.0	89.3	91.9	91.9	93.1	91.3	89.9	87.7	91.3	90.3
	類団平均	73.3	75.1	77.7	83.1	91.6	94.1	95.8	92.8	94.3	91.9	89.3	87.5	90.4	91.6
	ブロック平均	69.4	74.6	78.6	83.0	90.1	90.6	93.3	91.1	92.7	91.8	90.4	85.1	88.5	87.7

注) 類団「田無市」12年度以降数値が空欄の理由は、市町村合併に伴い類団から外れたためである。

13年度以降の数値は、制度改正により、経常一般財源等に減税補てん債及び臨時財政対策債を含めた数値となっている。

図3-1 経常収支比率の比較



人件費経常収支比率

- ・ 平成8年度以降は、下降傾向にある。
- ・ 経常収支比率が高い団体ほど、人件費も高くなっている傾向にある。

表3 - 5 団体別「人件費 経常収支比率」の推移

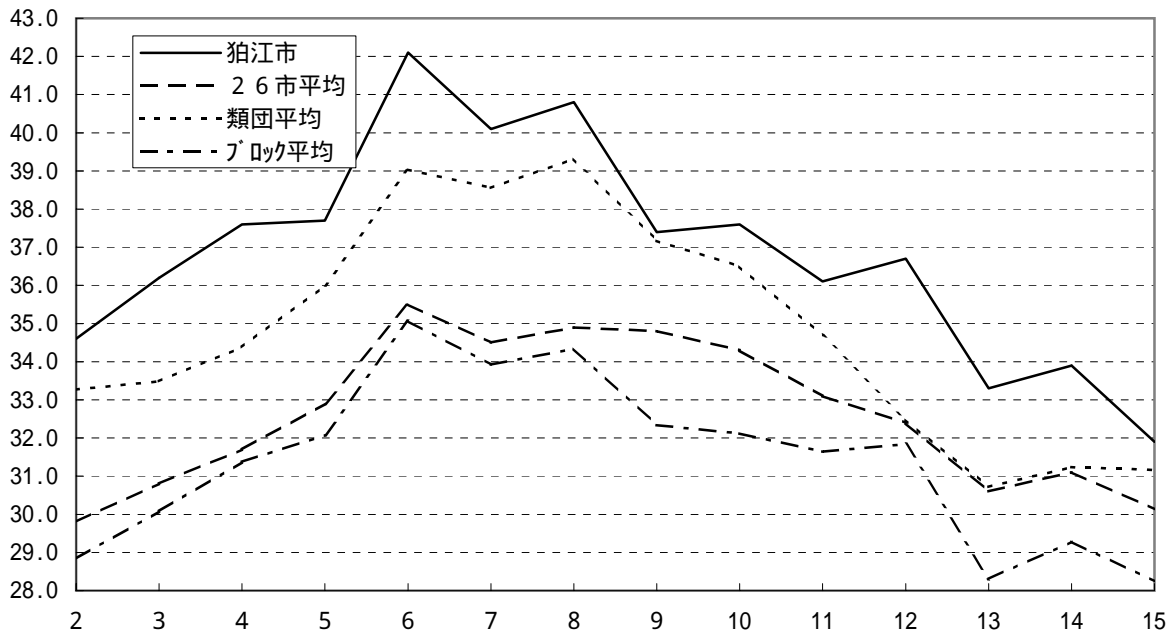
(単位：%)

類団	ﾌﾞｯｸ	団 体 名	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
*	*	狛江市	34.6	36.2	37.6	37.7	42.1	40.1	40.8	37.4	37.6	36.1	36.7	33.3	33.9	31.9
	*	武蔵野市	25.8	26.2	28.7	29.7	32.7	31.6	30.5	30.9	30.7	29.3	29.0	25.1	28.8	27.1
	*	三鷹市	27.1	26.9	27.9	29.7	32.8	30.9	32.8	31.5	30.2	31.0	31.2	27.9	28.1	28.5
	*	府中市	23.6	24.5	26.2	27.5	28.2	26.8	27.4	26.0	25.2	26.4	26.7	24.6	24.7	24.1
	*	調布市	24.8	27.1	27.9	27.5	29.6	28.8	28.2	27.7	27.9	27.1	27.6	25.8	25.9	26.1
	*	小金井市	42.9	45.7	46.2	46.0	52.0	51.5	52.8	45.6	46.6	44.4	44.7	38.1	38.9	35.4
*		国立市	32.2	32.9	34.7	35.2	40.1	37.9	39.2	38.8	34.4	32.2	29.4	28.5	29.5	30.6
*		田無市	31.3	29.8	32.1	34.5	36.3	37.6	37.6	36.7	37.0	34.3				
*		福生市	29.5	30.1	31.0	32.8	34.4	33.5	34.1	31.4	32.3	31.6	30.3	29.7	29.8	30.2
*		東大和市	31.9	33.0	32.8	35.7	38.5	37.9	38.6	34.4	34.0	32.2	30.0	28.2	30.2	30.4
*		清瀬市	40.1	39.9	39.9	42.1	45.5	44.6	46.2	45.1	43.7	42.4	39.1	36.8	36.4	35.0
*		稲城市	34.6	35.2	35.8	35.7	39.4	39.8	40.2	36.6	37.6	35.4	33.6	30.4	30.3	29.6
		26市平均	29.8	30.8	31.7	32.9	35.5	34.5	34.9	34.8	34.3	33.1	32.4	30.6	31.1	30.1
再掲		狛江市	34.6	36.2	37.6	37.7	42.1	40.1	40.8	37.4	37.6	36.1	36.7	33.3	33.9	31.9
		26市平均	29.8	30.8	31.7	32.9	35.5	34.5	34.9	34.8	34.3	33.1	32.4	30.6	31.1	30.1
		類団平均	33.3	33.5	34.4	36.0	39.0	38.6	39.3	37.2	36.5	34.7	32.5	30.7	31.2	31.2
		ﾌﾞｯｸ平均	28.8	30.1	31.4	32.1	35.1	33.9	34.3	32.3	32.1	31.6	31.8	28.3	29.3	28.2

注) 類団「田無市」12年度以降数値が空欄の理由は、市町村合併に伴い類団から外れたためである。

13年度以降の数値は、制度改正により、経常一般財源等に減税補てん債及び臨時財政対策債を含めた数値となっている。

図3 - 2 人件費 経常収支比率の比較



物件費経常収支比率

- 各平均は昭和63年度以降上昇傾向を示し、平成8年度以降は下降傾向となったが近年はほぼ同水準で推移している。
- 狛江市は低い水準で推移し、緩やかな上昇傾向にあったが15年度は下降している。
- 経常収支比率の高い団体ほど物件費は低く抑えられている。

表3-6 団体別「物件費 経常収支比率」の推移

(単位：%)

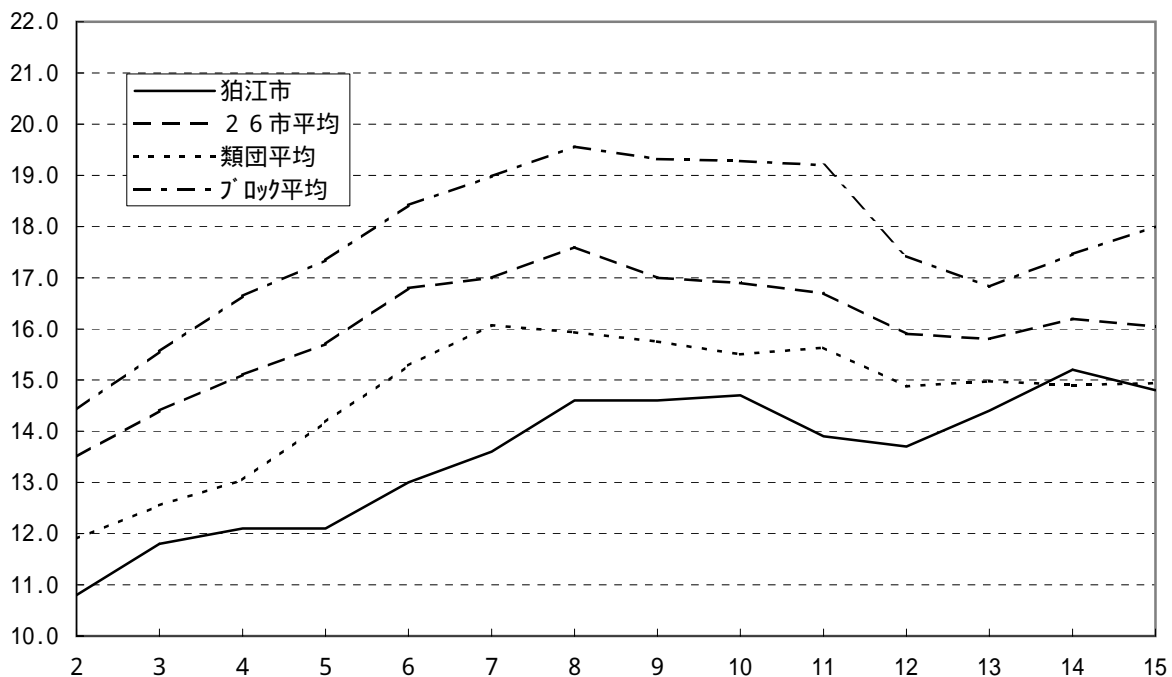
類団	ブロッグ	団体名	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
*	*	狛江市	10.8	11.8	12.1	12.1	13.0	13.6	14.6	14.6	14.7	13.9	13.7	14.4	15.2	14.8
	*	武蔵野市	13.9	15.0	16.7	19.4	21.5	21.5	21.7	21.5	20.7	20.8	17.8	16.2	19.9	20.1
	*	三鷹市	12.2	13.0	13.7	15.0	14.3	15.8	16.1	15.3	15.8	15.9	14.8	15.2	14.8	15.6
	*	府中市	21.4	23.5	25.7	24.8	24.1	24.9	26.0	25.9	25.4	25.7	23.6	21.9	20.8	20.8
	*	調布市	14.2	14.5	16.5	16.6	16.9	17.3	18.5	17.7	18.5	18.2	16.8	16.6	17.5	18.6
	*	小金井市	10.4	11.8	10.6	10.9	15.3	15.4	15.5	16.2	16.0	15.4	14.1	14.2	14.3	14.9
*		国立市	13.4	14.6	14.8	15.6	17.7	18.3	18.0	18.5	17.2	16.8	16.4	16.0	16.2	15.8
*		田無市	12.6	12.7	14.7	14.9	16.2	17.4	17.0	16.7	16.8	18.3				
*		福生市	13.8	14.8	15.3	17.6	18.0	19.2	19.2	17.6	16.0	16.1	16.0	16.4	16.0	16.7
*		東大和市	9.5	10.0	9.5	10.1	11.7	12.4	13.6	13.9	15.2	15.3	14.8	14.6	15.1	15.3
*		清瀬市	9.7	9.9	10.0	10.5	11.1	13.4	12.2	11.7	11.4	11.3	11.6	12.1	11.4	12.1
*		稲城市	12.4	13.3	14.0	16.4	17.0	15.8	15.6	16.1	16.4	16.0	15.6	15.8	15.8	14.8
		26市平均	13.5	14.4	15.1	15.7	16.8	17.0	17.6	17.0	16.9	16.7	15.9	15.8	16.2	16.0

再掲		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	狛江市	10.8	11.8	12.1	12.1	13.0	13.6	14.6	14.6	14.7	13.9	13.7	14.4	15.2	14.8
	26市平均	13.5	14.4	15.1	15.7	16.8	17.0	17.6	17.0	16.9	16.7	15.9	15.8	16.2	16.0
	類団平均	11.9	12.6	13.1	14.2	15.3	16.1	15.9	15.8	15.5	15.6	14.9	15.0	14.9	14.9
	ブロッグ平均	14.4	15.6	16.6	17.3	18.4	19.0	19.6	19.3	19.3	19.2	17.4	16.8	17.5	18.0

注) 類団「田無市」12年度以降数値が空欄の理由は、市町村合併に伴い類団から外れたためである。

13年度以降の数値は、制度改正により、経常一般財源等に減税補てん債及び臨時財政対策債を含めた数値となっている。

図3-3 物件費 経常収支比率の比較



維持補修費経常収支比率

- ・ 維持補修費は、各平均の水準及び比率の推移ともおおむね同様の傾向を示しており、安定している。
- ・ 狛江市は、低い水準にあるが、物件費同様に経常収支比率と同様傾向を示している。

表3 - 7 団体別「維持補修費 経常収支比率」の推移

(単位：%)

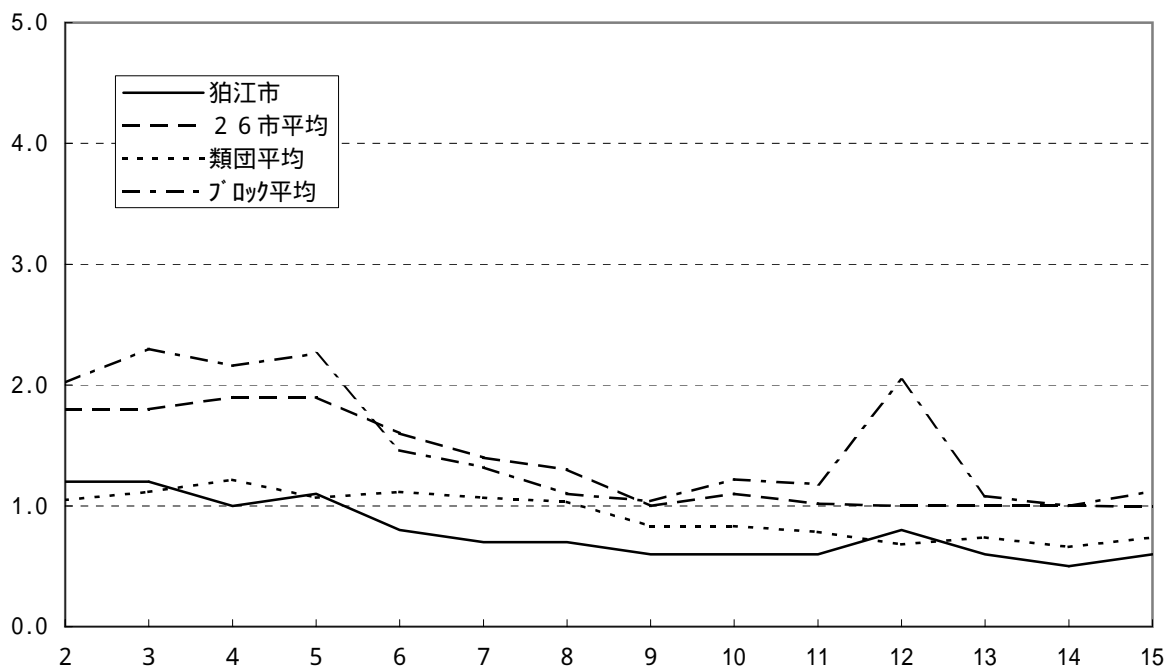
類団	ブロック	団体名	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
*	*	狛江市	1.2	1.2	1.0	1.1	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.8	0.6	0.5	0.6
	*	武蔵野市	1.3	1.4	1.7	1.7	1.4	1.4	1.1	1.1	1.6	1.4	1.4	1.0	1.3	1.4
	*	三鷹市	3.6	3.9	4.0	4.4	2.0	1.6	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7
	*	府中市	2.3	2.6	1.8	1.6	1.5	1.6	1.7	1.7	2.1	2.2	1.9	2.2	1.5	1.8
	*	調布市	2.4	3.1	2.8	3.0	1.9	1.6	1.3	1.1	1.1	1.0	5.5	1.0	0.9	1.1
	*	小金井市	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.6	0.5	0.6	0.6
*		国立市	2.0	2.1	2.1	1.5	1.6	1.5	1.3	1.3	0.9	0.8	0.8	1.0	0.8	1.0
*		田無市	1.0	1.2	1.7	1.2	1.3	1.4	1.4	0.9	1.2	1.1				
*		福生市	0.5	0.7	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4
*		東大和市	1.4	1.5	1.5	1.7	1.8	1.7	1.7	1.3	1.3	1.2	0.9	0.8	0.7	0.8
*		清瀬市	0.8	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
*		稲城市	0.6	0.7	0.8	0.7	0.7	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0	0.9	1.1
		26市平均	1.8	1.8	1.9	1.9	1.6	1.4	1.3	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

再掲		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	狛江市	1.2	1.2	1.0	1.1	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.8	0.6	0.5	0.6
	26市平均	1.8	1.8	1.9	1.9	1.6	1.4	1.3	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	類団平均	1.1	1.1	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	
	ブロック平均	2.0	2.3	2.2	2.3	1.5	1.3	1.1	1.0	1.2	1.2	2.0	1.1	1.0	1.1	

注) 類団「田無市」12年度以降数値が空欄の理由は、市町村合併に伴い類団から外れたためである。

13年度以降の数値は、制度改正により、経常一般財源等に減税補てん債及び臨時財政対策債を含めた数値となっている。

図3 - 4 維持補修費 経常収支比率の比較



扶助費経常収支比率

- ・ 狛江市は、平成6・7・8年度に大きな上昇をみせている。
- ・ 12年度の下落は、介護保険導入によるものである。
- ・ 各平均とも近年は上昇傾向となっている。

表3-8 団体別「扶助費 経常収支比率」の推移

(単位：%)

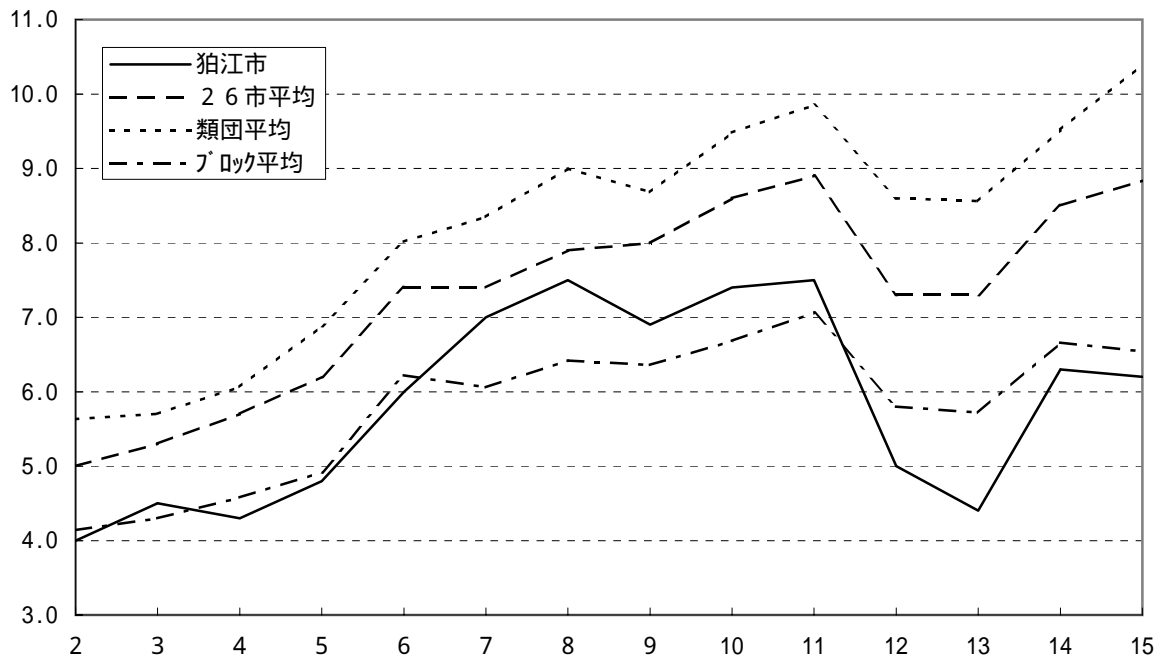
類団	ブロック	団体名	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
*	*	狛江市	4.0	4.5	4.3	4.8	6.0	7.0	7.5	6.9	7.4	7.5	5.0	4.4	6.3	6.2
	*	武蔵野市	3.6	3.8	4.1	4.8	5.7	5.5	5.7	5.8	6.1	6.2	4.8	4.4	5.5	5.6
	*	三鷹市	4.7	4.8	5.0	5.5	6.3	5.9	6.8	6.7	7.2	7.2	6.2	6.7	6.8	7.3
	*	府中市	4.0	4.1	4.4	4.2	6.1	6.0	6.4	6.6	6.5	7.9	6.6	6.5	7.9	7.3
	*	調布市	4.5	4.7	5.1	5.4	7.0	6.8	6.0	5.9	6.5	7.0	5.5	5.4	6.1	6.0
	*	小金井市	3.9	4.1	4.3	4.7	6.0	6.1	7.2	6.8	7.1	7.0	5.9	5.6	7.0	6.5
*		国立市	6.1	6.1	6.5	7.1	8.1	8.0	8.3	8.8	8.7	8.5	7.3	7.3	7.9	9.7
*		田無市	4.5	4.4	5.2	5.0	6.0	6.1	6.5	6.3	7.0	7.8				
*		福生市	6.2	6.3	6.5	9.0	10.5	11.2	12.7	12.3	12.9	13.5	11.6	11.3	10.9	12.6
*		東大和市	7.1	7.2	7.4	8.0	10.0	10.0	11.0	10.1	11.0	11.0	9.4	9.8	11.8	11.8
*		清瀬市	6.1	6.2	6.4	6.3	7.8	7.7	8.4	8.4	9.2	9.8	8.1	8.3	9.6	10.0
*		稲城市	3.8	4.0	4.4	5.9	5.7	7.1	7.1	6.2	8.1	8.5	6.6	6.1	7.4	7.9
		26市平均	5.0	5.3	5.7	6.2	7.4	7.4	7.9	8.0	8.6	8.9	7.3	7.3	8.5	8.8

再掲		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	狛江市	4.0	4.5	4.3	4.8	6.0	7.0	7.5	6.9	7.4	7.5	5.0	4.4	6.3	6.2
	26市平均	5.0	5.3	5.7	6.2	7.4	7.4	7.9	8.0	8.6	8.9	7.3	7.3	8.5	8.8
	類団平均	5.6	5.7	6.1	6.9	8.0	8.4	9.0	8.7	9.5	9.9	8.6	8.6	9.5	10.4
	ブロック平均	4.1	4.3	4.6	4.9	6.2	6.1	6.4	6.4	6.7	7.1	5.8	5.7	6.7	6.5

注) 類団「田無市」12年度以降数値が空欄の理由は、市町村合併に伴い類団から外れたためである。

13年度以降の数値は、制度改正により、経常一般財源等に減税補てん債及び臨時財政対策債を含めた数値となっている。

図3-5 扶助費 経常収支比率の比較



補助費等経常収支比率

- ・ 各平均が平成8年度以降同一水準で推移しているが、狛江市は各平均より高い比率で推移している。
- ・ 狛江市は、扶助費同様平成6～8年度に大きく上昇し、その後も高い数値を示している。

表3-9 団体別「補助費等 経常収支比率」の推移

(単位：%)

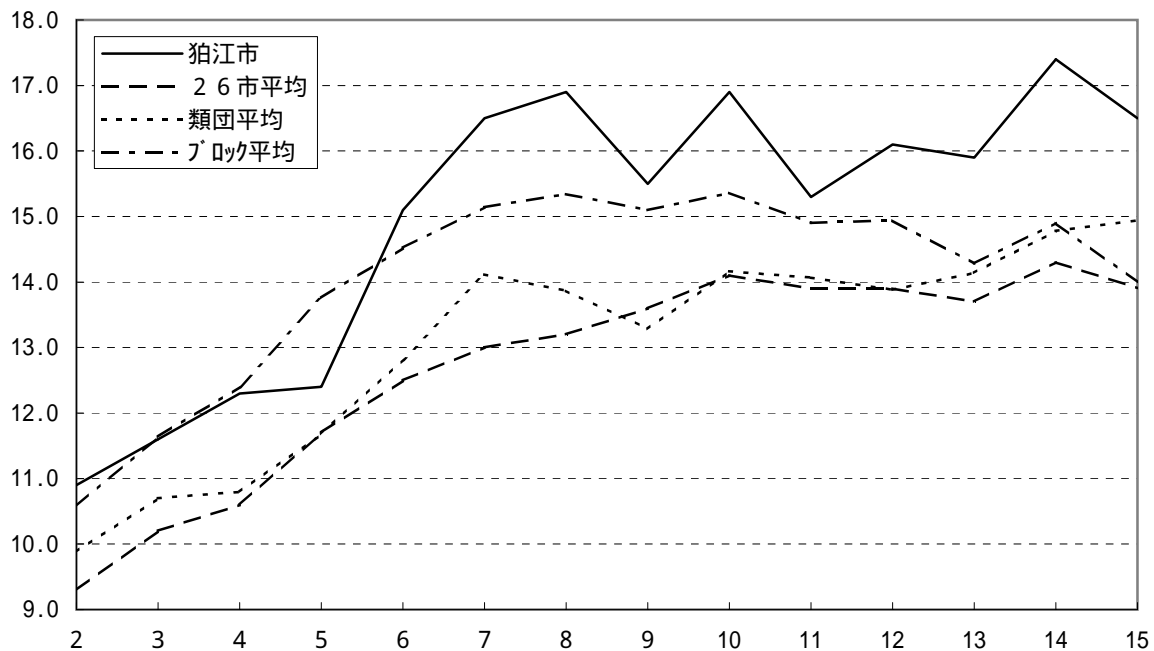
類団	ﾌﾞｯｸ	団体名	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
*	*	狛江市	10.9	11.6	12.3	12.4	15.1	16.5	16.9	15.5	16.9	15.3	16.1	15.9	17.4	16.5
	*	武蔵野市	11.5	12.2	13.8	15.8	15.8	15.8	14.1	14.3	13.9	13.2	13.6	11.8	14.6	11.6
	*	三鷹市	11.6	11.9	12.8	14.7	17.0	17.6	18.4	17.1	17.5	17.2	16.9	16.6	16.4	14.6
	*	府中市	9.2	11.7	12.5	13.7	13.4	14.1	14.0	13.9	14.5	14.2	14.8	14.3	14.0	14.1
	*	調布市	10.1	11.1	11.3	12.2	12.9	14.0	15.8	16.2	16.9	16.7	15.8	15.5	15.9	16.5
	*	小金井市	10.5	11.3	11.6	12.4	13.5	14.2	14.4	14.0	14.0	13.2	13.6	13.2	13.6	13.2
*		国立市	8.9	9.8	9.8	10.3	11.4	11.3	10.5	10.7	10.7	12.8	14.8	15.0	15.5	15.3
*		田無市	10.8	11.2	12.1	13.2	14.0	15.1	15.3	14.4	15.1	14.4				
*		福生市	7.6	7.9	8.7	9.4	10.4	10.5	10.7	10.8	12.3	13.7	13.8	15.6	16.0	17.2
*		東大和市	11.8	12.6	13.2	14.6	16.1	17.3	16.4	16.2	16.2	15.2	13.8	12.9	13.8	13.8
*		清瀬市	10.0	11.2	10.8	11.8	13.5	15.3	14.9	13.3	14.8	14.2	13.1	11.9	13.8	13.6
*		稲城市	10.2	11.5	10.2	10.8	11.5	15.2	15.4	14.3	15.9	14.1	13.9	15.3	14.8	14.8
		26市平均	9.3	10.2	10.6	11.7	12.5	13.0	13.2	13.6	14.1	13.9	13.9	13.7	14.3	13.9

再掲		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	狛江市	10.9	11.6	12.3	12.4	15.1	16.5	16.9	15.5	16.9	15.3	16.1	15.9	17.4	16.5
	26市平均	9.3	10.2	10.6	11.7	12.5	13.0	13.2	13.6	14.1	13.9	13.9	13.7	14.3	13.9
	類団平均	9.9	10.7	10.8	11.7	12.8	14.1	13.9	13.3	14.2	14.1	13.9	14.1	14.8	14.9
	ﾌﾞｯｸ平均	10.6	11.6	12.4	13.8	14.5	15.1	15.3	15.1	15.4	14.9	14.9	14.3	14.9	14.0

注) 類団「田無市」12年度以降数値が空欄の理由は、市町村合併に伴い類団から外れたためである。

13年度以降の数値は、制度改正により、経常一般財源等に減税補てん債及び臨時財政対策債を含めた数値となっている。

図3-6 補助費等 経常収支比率の比較



公債費経常収支比率

- ・ 9年度以降、各平均は同水準で推移しているが、狛江市は7年度以降に大きく上昇し、その後も突き抜けて高い数値で推移している。

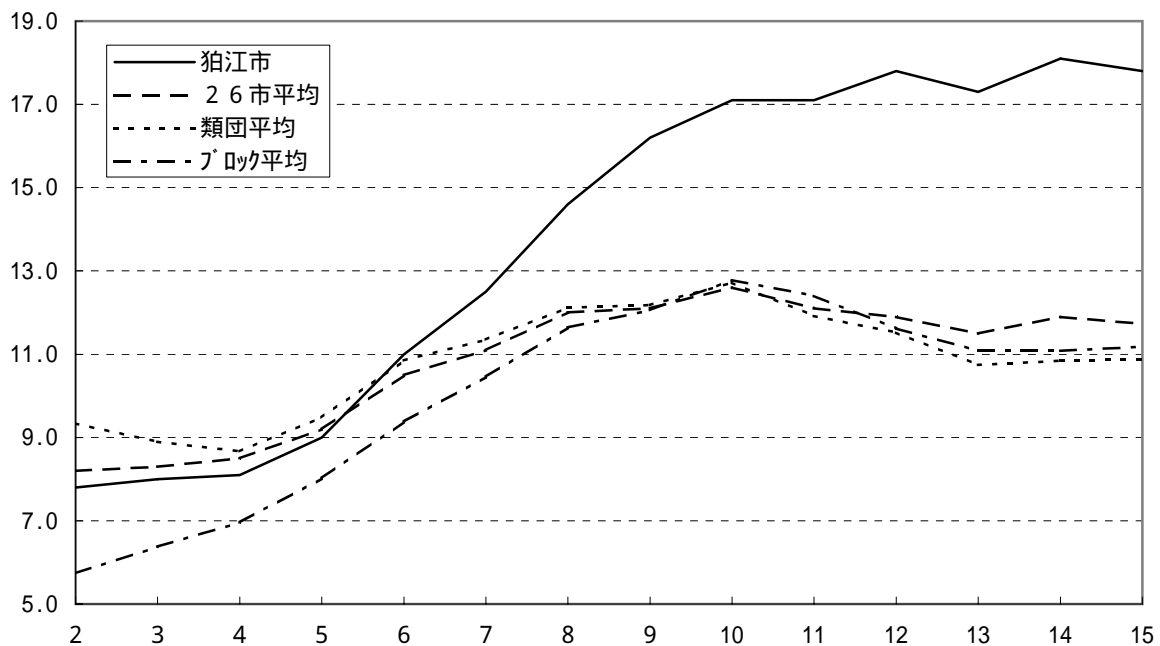
表3 - 10 団体別「公債費 経常収支比率」の推移 (単位：%)

類団	ブロック	団体名	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
*	*	狛江市	7.8	8.0	8.1	9.0	11.0	12.5	14.6	16.2	17.1	17.1	17.8	17.3	18.1	17.8
	*	武蔵野市	5.0	4.7	5.3	5.7	6.9	7.9	9.2	9.3	10.5	9.9	9.3	7.8	8.9	8.4
	*	三鷹市	6.1	8.1	8.5	10.1	10.5	10.9	12.2	12.1	12.3	12.3	11.1	11.8	11.5	12.8
	*	府中市	5.4	6.3	7.4	8.9	10.5	11.8	12.1	12.7	13.2	13.1	12.3	11.5	11.5	11.5
	*	調布市	5.0	5.1	5.4	6.2	7.9	9.8	11.4	13.3	13.9	13.5	12.8	12.5	11.9	11.7
	*	小金井市	7.2	7.7	8.2	9.2	11.1	11.9	13.3	12.9	14.0	13.2	12.6	11.8	11.6	11.5
*		国立市	9.2	9.4	9.9	11.0	12.1	12.4	12.8	13.6	13.5	12.1	10.7	10.1	9.5	8.5
*		田無市	11.7	9.5	9.6	10.2	12.9	12.9	13.4	13.0	14.4					
*		福生市	7.1	6.7	5.5	5.6	5.5	5.6	6.1	6.5	7.1	7.2	8.0	8.0	8.4	8.7
*		東大和市	10.2	10.5	10.6	12.1	13.1	13.5	14.8	13.9	14.5	13.6	12.7	12.2	12.9	14.4
*		清瀬市	10.2	9.6	9.1	10.3	12.6	13.4	14.9	15.4	16.0	16.2	16.2	14.5	14.6	14.0
*		稲城市	7.6	7.7	7.3	7.7	8.9	10.3	10.7	10.7	10.8	10.2	10.0	8.9	8.8	8.8
		26市平均	8.2	8.3	8.5	9.2	10.5	11.1	12.0	12.1	12.6	12.1	11.9	11.5	11.9	11.7
再掲		狛江市	7.8	8.0	8.1	9.0	11.0	12.5	14.6	16.2	17.1	17.1	17.8	17.3	18.1	17.8
		26市平均	8.2	8.3	8.5	9.2	10.5	11.1	12.0	12.1	12.6	12.1	11.9	11.5	11.9	11.7
		類団平均	9.3	8.9	8.7	9.5	10.9	11.4	12.1	12.2	12.7	11.9	11.5	10.7	10.8	10.9
		ブロック平均	5.7	6.4	7.0	8.0	9.4	10.5	11.6	12.1	12.8	12.4	11.6	11.1	11.1	11.2

注) 類団「田無市」12年度以降数値が空欄の理由は、市町村合併に伴い類団から外れたためである。

13年度以降の数値は、制度改正により、経常一般財源等に減税補てん債及び臨時財政対策債を含めた数値となっている。

図3 - 7 公債費 経常収支比率の比較



繰出金経常収支比率

- ・ 繰出金は、年度間の推移がおおむね安定しているものの、狛江市は高い水準にある。
- ・ 平成12年度以降は各平均とも高い比率となっている。
- ・ どの平均も上昇となっている理由は、介護保険導入等によるものと推測される。

表3-11 団体別「繰出金 経常収支比率」の推移

(単位：%)

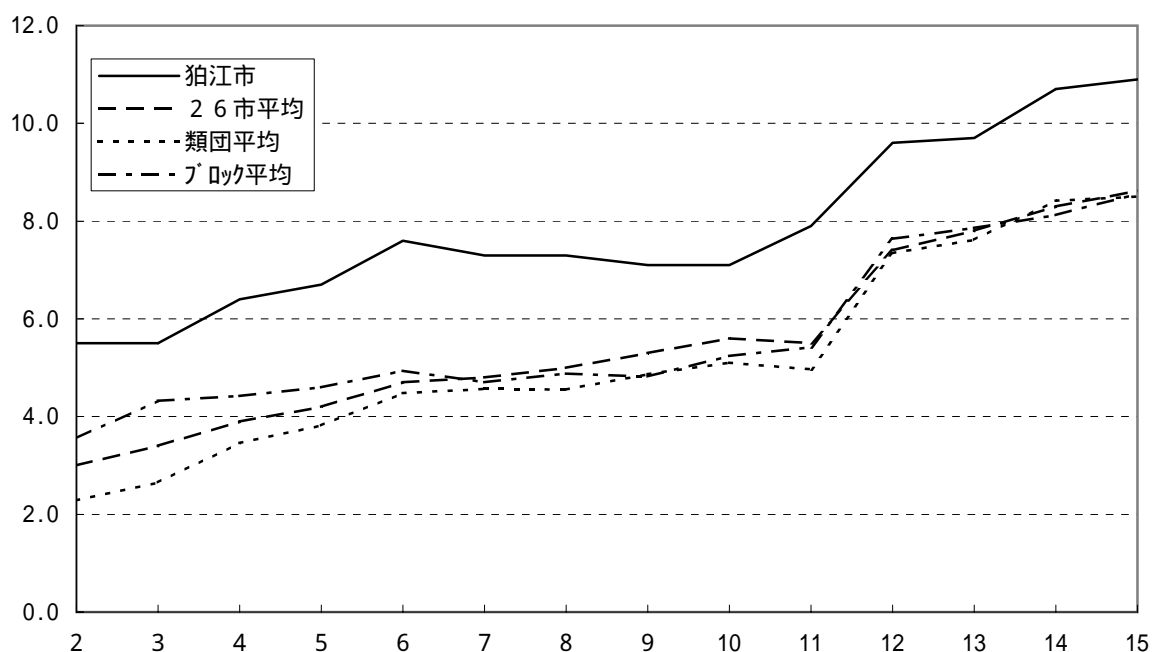
類団	ブロック	団体名	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
*	*	狛江市	5.5	5.5	6.4	6.7	7.6	7.3	7.3	7.1	7.1	7.9	9.6	9.7	10.7	10.9
	*	武蔵野市	2.3	2.3	2.6	2.7	3.7	3.1	3.5	3.3	3.8	3.8	5.6	5.5	6.2	6.6
	*	三鷹市	2.9	3.2	3.3	3.8	3.9	4.0	4.3	4.7	5.2	5.2	6.8	7.8	6.4	7.3
	*	府中市	0.9	1.0	1.4	1.8	1.9	1.9	2.1	2.1	2.3	3.7	7.6	7.9	8.3	8.1
	*	調布市	6.0	8.8	7.2	7.6	7.7	7.0	6.6	6.4	6.7	6.6	8.4	8.3	9.6	10.4
	*	小金井市	5.7	6.3	7.6	7.1	7.5	7.5	7.9	7.6	8.2	7.8	9.8	9.8	10.1	10.4
*		国立市	6.2	7.7	8.8	8.8	10.4	11.4	11.7	12.6	12.8	12.0	14.1	14.1	15.4	14.8
*		田無市	1.3	0.9	2.2	2.3	3.0	3.1	2.8	3.0	3.4	3.3				
*		福生市	2.5	3.0	3.6	3.9	4.5	4.4	4.7	4.5	4.8	4.8	6.9	7.6	8.5	9.4
*		東大和市	1.1	1.4	1.9	2.4	2.7	2.6	2.8	2.8	3.1	3.2	5.5	5.5	6.1	6.2
*		清瀬市	1.8	2.0	3.1	3.3	3.8	3.4	3.6	3.7	3.7	3.7	6.2	6.9	7.6	7.3
*		稲城市	0.8	0.9	1.2	2.2	2.5	2.5	1.7	2.6	2.8	2.8	4.0	4.0	4.5	4.8
		26市平均	3.0	3.4	3.9	4.2	4.7	4.8	5.0	5.3	5.6	5.5	7.4	7.8	8.3	8.6

再掲		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	狛江市	5.5	5.5	6.4	6.7	7.6	7.3	7.3	7.1	7.1	7.9	9.6	9.7	10.7	10.9
	26市平均	3.0	3.4	3.9	4.2	4.7	4.8	5.0	5.3	5.6	5.5	7.4	7.8	8.3	8.6
	類団平均	2.3	2.7	3.5	3.8	4.5	4.6	4.6	4.9	5.1	5.0	7.3	7.6	8.4	8.5
	ブロック平均	3.6	4.3	4.4	4.6	4.9	4.7	4.9	4.8	5.2	5.4	7.6	7.9	8.1	8.6

注) 類団「田無市」12年度以降数値が空欄の理由は、市町村合併に伴い類団から外れたためである。

13年度以降の数値は、制度改正により、経常一般財源等に減税補てん債及び臨時財政対策債を含めた数値となっている。

図3-8 繰出金 経常収支比率の比較



〔平成15年度の経常収支比率の比較〕

平成15年度決算における経常収支比率は、昨年同様、26市の中で最も高い比率となったが、各平均との比較においても狛江市が最も高く、性質別にみても、人件費、補助費等、公債費及び繰出金がそれぞれ最も高い比率となっている。

狛江市及び各平均の比率を高い順に並べると次のとおりとなる。

なお、平成12年度においては、保谷市と田無市の合併もあり、類団の数値に変化を生じている。

経常収支比率	狛江市 - 類 団 - 26市 - ブロック
人件費 経常収支比率	狛江市 - 類 団 - 26市 - ブロック
物件費 経常収支比率	ブロック - 26市 - 類 団 - 狛江市
維持補修費 経常収支比率	ブロック - 26市 - 類 団 - 狛江市
扶助費 経常収支比率	類 団 - 26市 - ブロック - 狛江市
補助費等 経常収支比率	狛江市 - 類 団 - ブロック - 26市
公債費 経常収支比率	狛江市 - 26市 - ブロック - 類 団
繰出金 経常収支比率	狛江市 - 26市 - ブロック - 類 団

〔性質別経常収支比率による比較のまとめ〕

- ・ 経常収支比率が高いほど、同様に人件費が高くなっている傾向があり人件費が経常収支比率を押し上げている。
- ・ 扶助費については、生活保護受給者、児童手当及び児童扶養手当受給者等の増加により、狛江市、各平均ともに増加傾向にある。
- ・ 公債費、繰出金は、各平均ともほぼ同水準にあるが、狛江市だけが高い水準となっている。繰出金については、介護保険制度によるところもあるが、高齢者医療費制度改正の影響も大きい。

まとめ

地方財政は、現在『三位一体の改革』の真っ只中に置かれている。この国と地方の税財政を見直す改革の中で、国庫補助金・負担金の削減や、地方交付税の減額等地方自治体は大幅な歳入不足に陥っている。さらに、地方交付税削減の補てん措置である臨時財政対策債も収支不足の圧縮に伴い、発行額が大幅に縮小されている。一方で、税源移譲については具体的な方策がいまだに示されていない。

狛江市においても地方交付税や各種交付金が減額されるなか、平成16年度は、一般財源において当初予算額を何とか確保できたものの、平成17年度においては、従来の編成手法ではなく、収支均衡型の財政運営をしていく以外に狛江市として生き残る道はない。

このような状況下8月31日に、予算編成事務の説明会を開催し「平成17年度予算編成の取組について」及び「予算見積書作成要領」により編成事務に入ったところである。

狛江市の財政（平成16年度版）は、市財政の推移と、各市との比較等を含め現在の市の置かれている状況を表したものである。

狛江市は様々な数値の中で、ずば抜けて高い比率にあり、これらの数値が財政の硬直化から抜け出せないことを語っている。

全職員が狛江市の置かれている現状を十分に理解し、事務事業の見直し、事業の効率化を含めた市財政のゼロからの見直しを図り、予算要求及び予算執行に取り組むものである。

参 考 資 料

平成 16 年 度 一 般 会 計 予 算
(当 初 予 算) の 概 要

平成16年度一般会計予算（当初予算）の概要

一般会計歳入予算内訳

(単位：千円，%)

区 分	平成16年度	平成15年度	比較増減		構成比
			額	率	
1. 市 税	10,656,207	10,725,530	69,323	0.6	43.8
2. 地 方 譲 与 税	275,321	144,000	131,321	91.2	1.1
3. 利 子 割 交 付 金	97,484	113,000	15,516	13.7	0.4
4. 配 当 割 交 付 金	36,981	0	36,981	皆増	0.2
5. 株 式 譲 渡 所 得 割 交 付 金	23,048	0	23,048	皆増	0.1
6. 地 方 消 費 税 交 付 金	731,241	666,000	65,241	9.8	3.0
7. 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	100	100	0	0.0	0.0
8. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	158,944	139,000	19,944	14.3	0.7
9. 地 方 特 例 交 付 金	512,845	514,000	1,155	0.2	2.1
10. 地 方 交 付 税	1,378,419	1,770,000	391,581	22.1	5.7
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000	12,000	0	0.0	0.0
小 計	13,882,590	14,083,630	201,040	1.4	57.1
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	217,204	224,957	7,753	3.4	0.9
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	243,930	234,818	9,112	3.9	1.0
14. 国 庫 支 出 金	2,054,198	2,035,757	18,441	0.9	8.4
15. 都 支 出 金	2,238,793	2,413,056	174,263	7.2	9.2
16. 財 産 収 入	104,226	116,592	12,366	10.6	0.4
17. 寄 附 金	59,504	11,704	47,800	408.4	0.2
18. 繰 入 金	1,064,701	1,062,201	2,500	0.2	4.4
19. 繰 越 金	210,000	70,000	140,000	200.0	0.9
20. 諸 収 入	90,454	283,585	193,131	68.1	0.4
21. 市 債	4,165,400	2,251,700	1,913,700	85.0	17.1
歳 入 合 計	24,331,000	22,788,000	1,543,000	6.8	100.0

一般会計歳出予算内訳

(款別)

(単位：千円，%)

区分	平成16年度	平成15年度	比較増減		構成比
			額	率	
1. 議会費	320,216	326,510	6,294	1.9	1.3
2. 総務費	2,707,113	2,633,477	73,636	2.8	11.1
3. 民生費	7,857,943	7,632,174	225,769	3.0	32.3
4. 衛生費	2,544,171	2,639,228	95,057	3.6	10.5
5. 労働費	2,366	2,533	167	6.6	0.0
6. 農業費	26,724	27,437	713	2.6	0.1
7. 商工費	115,829	114,331	1,498	1.3	0.5
8. 土木費	2,262,052	2,830,052	568,000	20.1	9.3
9. 消防費	1,192,368	1,193,898	1,530	0.1	4.9
10. 教育費	2,722,233	2,494,328	227,905	9.1	11.2
11. 公債費	4,570,119	2,874,857	1,695,262	59.0	18.8
12. 諸支出金	106	175	69	39.4	0.0
13. 予備費	9,760	19,000	9,240	48.6	0.0
歳出合計	24,331,000	22,788,000	1,543,000	6.8	100.0

(性質別)

(単位：千円，%)

区分	平成16年度	平成15年度	比較増減		構成比
			額	率	
人件費	5,358,993	5,761,428	402,435	7.0	22.0
うち職員給	3,861,533	4,233,419	371,886	8.8	15.9
扶助費	3,388,711	3,206,221	182,490	5.7	13.9
物件費	3,533,987	3,301,363	232,624	7.0	14.5
公債費	4,570,119	2,874,857	1,695,262	59.0	18.8
維持補修費	91,534	90,340	1,194	1.3	0.4
補助費等	3,549,457	3,563,035	13,578	0.4	14.6
積立金	59,699	115,601	55,902	48.4	0.3
貸付金	5,265	5,400	135	2.5	0.0
繰出金	2,393,309	2,170,823	222,486	10.2	9.8
普通建設事業費	1,370,166	1,678,932	308,766	18.4	5.7
うち補助分	503,045	767,123	264,078	34.4	2.1
うち単独分	867,121	911,809	44,688	4.9	3.6
投資及び出資金	0	1,000	1,000	皆減	0.0
予備費	9,760	19,000	9,240	48.6	0.0
歳出合計	24,331,000	22,788,000	1,543,000	6.8	100.0

平成16年度末市債現在高の見込み（一般会計）

(単位：千円，%)

15年度末現在高	16年度発行見込額	16年度元金償還見込額	16年度末現在高見込
24,787,154	4,165,400	3,901,266	25,051,288
(6,534,795)	(3,718,300)	(2,324,110)	(7,928,985)

(注) () は、減税補てん債等の現在高。

平成16年度末基金残高の見込み

(単位：千円，%)

区 分	15年度末残高	16年度積立金 (見込)	16年度取崩額 (見込)	16年度末残高 (見込)
財 政 調 整 基 金	696,706	83	400,000	296,789
減 債 基 金	110,660	23	100,000	10,683
特 定 目 的 基 金	525,528	59,593	260,000	325,121
保健福祉施設等建設基金	15,174	2	0	15,176
清掃施設建設基金	114,137	23	100,000	14,160
都市整備事業基金	68,245	8	60,000	8,253
緑 化 基 金	214,735	59,536	100,000	174,271
博物館建設基金	92,760	19	0	92,779
図書館建設基金	20,477	5	0	20,482
土 地 開 発 基 金	320,000	0	299,700	20,300

財 政 用 語 の 解 説

(注) 「地方財政小辞典」(ぎょうせい)を参考としている。

地方自治財政用語

あ

一般的には、地方公共団体の決算赤字団体において実質収支が赤字（基本的には歳出が歳入より多い状態）の団体をいうが、場合によっては、形式収支、単年度収支又は実質単年度収支が赤字の団体を赤字団体ということもある。なお、これらの収支が黒字の団体を黒字団体という。

い

維持補修費とは、地方公共団体が管理する公共用施設等の効用を保全するための経費である。

施設を保全し維持するための補修が適宜、適切な時期に行われないと、損傷を早め、その効用を損う結果となり、結局、一時に多額の補修費や建設費の支出を要する結果を招くこととなる。

予算の歳出科目としては「11 需用費」の細節として計上する。

国（市町村の場合は、都道府県を依存財源含む）の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入を依存財源という。

依存財源には、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金（市町村の場合）、地方譲与税、地方債が含まれる。

地方交付税は各地方公共団体間の財政力の不均衡を調整するため、一定の計算方式により国が交付するものであり、また国庫（県）支出金は地方公共団体の事務に要する経費に

ついて、その事務内容に応じて国（県）が交付するものである。地方譲与税は国税として徴収された地方道路税、石油ガス税、特別とん税、（消費税）等の全部又は一部を地方公共団体に交付するものである。地方債は地方公共団体の建設事業等の財源に充てるため借り入れられる長期借入金である。

地方公共団体にとっては、自主財源の歳入総額に占める割合（自主財源比率）が高いほど望ましい。

地方公共団体が、一会計年度内一時借入金において、歳計現金が不足した場合に、その不足を補うために借り入れる金銭を一時借入金という。

一時借入金は、一時的な収支の不均衡を解消するための支払資金であるから、当該会計年度の歳入すなわち当該年度分として収納された歳入をもって、その年度の出納閉鎖日である5月31日までに償還しなければならない。この点が同じ借入金であっても、特定の財源に充てるための事業資金として借り入れ、年度を超えて償還する地方債と本質的に異なるものである。

一時借入金は、歳入歳出予算に計上されるものではないが、借入の最高額は予算で定めることとされている。ここでいう借入の最高額とは、ある時点における一時借入金の現在高の最高限度額を指し、借入の累積総額をいうものではないから、予算の定める最高額の範囲内であれば何回でも借り入れることができ、この額を超えない限り予算を補正する必要はない。

地方公共団体の会計の中心をなすものが一般会計である。一般会計とは、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計であり、また特

別会計で計上される以外のすべての経理を一般会計で処理しなければならないこととされている。

一般会計は、地方公共団体の基本的な経費が中心として計上され、その意味では地方公共団体存立の目的を達成するために要する経費を経理する会計といえることができる。例えば、議会費、総務費、民生費、教育費は一般会計に計上される。

地方公共団体の会計は単一会計主義といわれるように、本来単一の会計によって経理されるのが理想とされるが、現在のように行政の活動範囲が広範多岐にわたってくると単一の会計ではその内容がかえって複雑になり、内容も理解しにくく、会計処理も困難になってくるため、会計を一般会計と特別会計に区別できることとなっている。

一般財源 財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源という。

一般には、地方税、地方譲与税、地方交付税、地方消費税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油取引税交付金などを一般財源といい、特に、地方税、地方譲与税、（地方消費税交付金）及び地方交付税をもって一般財源を代表させることが多い。

地方公共団体が自主的判断のもとに、地域の実態に即応した施策を講じていくためには、一般財源ができるだけ多く確保されることが望ましく、最近の地方財政の決算状況をみると、国庫支出金や地方債等の特定財源の占める比率が低下し、相対的に一般財源の比率は高まりつつある。

え

縁故債 縁故債とは、政府資金（資金運用部資金、簡保資金及びその他の政府資金）、公営企業金融公庫資金、市場公募資金以外の資金によって起こされる地方債の総称である。

縁故資金の種類としては、銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合、農協等通常地方公共団体と取引関係を有する金融機関から借り入れる資金、当該起債事業について受益関係を生ずる会社等から借り入れる資金、各種の地方公務員共済組合等から借り入れる資金等がある。

か

会計年度 会計年度とは、地方公共団体の収入及び支出を区分整理して、その関係を明らかにするために設けられている一定の期間をいう。

地方公共団体の会計年度は、国と同様、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされている。

会計年度が設けられた趣旨は、一定期間を単位とした財政的な計画のもとに、経済的な活動を規制し、その実績を明確にしようとしたことである。つまり、地方公共団体の収入支出のくぎりをなす期間、いわば予算の効力のある期間であって、予算の編成及び執行上の時間的な限界であるという意味である。

地方公共団体の財政計画を1年の期間をもって整理区分している以上、その期間において起こった収入と支出は、一切当該期間内に整理し、完結し、他の年度に影響を及ぼさない建前が必要である。したがって、地方自治

法では、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとし、会計年度独立の原則をとっている。

財政用語として予算要求限度あるいは予算要求枠のことを指す。我が国の予算編成作業では、各省庁は例年8月末日までに、財務省に翌年度予算の概要要求を行うが、安易な予算要求を抑え、歳出規模の膨張を防ぐ見地から概算要求については、閣議の申し合わせにより、要求限度の枠が設けられている。一般にはシーリング制度と呼ばれている。

歳出予算に係る節の区分のうち、貸付金 「21 貸付金」から支出される経費である。

本節には、地方公共団体が直接あるいは間接に地域住民の福祉増進を図るため現金の貸付を行う場合の貸付金を計上する。貸付金の計上に当たっては、固有の名称を付して貸付金の種類、目的を明示することが必要である。

前年度以前の年度に属する収入を現年度の歳入として収納することを過年度収入という。また歳出の誤払等による戻入金についても出納閉鎖後に係るものについては、過年度収入として措置しなければならないこととなっている。

地方公共団体の歳入、歳出は出納閉鎖後は当該年度に属する歳入歳出をその年度の収入支出として出納することはできない。しかし、場合によっては、期日等の関係で予定されていた収入が出納閉鎖期日までに収入できない場合もあり得る。この場合、出納閉鎖期日以後に収納されるものについては、これを現に収入した年度の歳入として整理することが必要となる。これが過年度収入である。

科目更生 地方公共団体の予算の執行は、予算の定めるところにより、歳入及び歳出が行われるが、収入及び支出を行ったのち、歳入又は歳出の科目の誤りを発見した場合等に、本来の科目に訂正する経理上の手続きをいう。

から財源とは、予算編成時において意識的に全く架空の財源を計上することである。現在の予算は、あくまでも歳入と歳出が数字の上でつじつまが揃っていることが要求され、さらに当該年度の歳出は当該年度の歳入で賄わなければならないという会計年度独立の原則の上にならざる編成が要求される。

しかし、現実には予算編成途上において種々の制約から歳出総額に歳入総額が不足する場合が起こりうる。この場合、一般的には歳入の見通しがたってから、歳出事項（例えば建設事業等）を補正予算によって措置するか、あるいは歳出を押さえなければならないが、歳入に架空の財源を計上し歳出との均衡を図ることが行われる場合がある。

から財源は財政秩序をみだし、財政運営上も好ましいことではない。予算編成に当たっては、から財源的発想によるつじつま合わせは特に排除する必要がある。

管理的経費とは、直接住民に各種の行政サービスを提供するための経費ではなく、その前提として必要な当該地方公共団体の維持、存続のための必要な経費をいう。

したがって、管理的経費のウエイトを大きくすることは財政運営上不適当であって、でき得る限り縮小されることが望ましい。

管理的経費は、一般的には、次のものを指す。 議会費、 総務費（但し直接の行政目

的をもつ貯蓄推進等の経費は除く)、消防及び教育費のうち、消防本部及び教育委員会事務局において、人事、会計、庶務、管財、福利厚生等を所掌する部課及び職員研修等に係る経費、各科目に係る経費のうち、次に掲げる経費(但し、議会費、総務費、消防費及び教育費のうち管理的経費とされたものを除く)(1)各種委員会、審議会の委員等の報酬及び費用弁償、(2)管理監督の職にある者及び庶務に従事する者に係る給料、各種手当、地方公務員共済組合負担金、(3)赴任旅費、外国旅費、研修旅費、交際費、(4)公有財産及び普通財産に係る財産管理費(燃料費、光熱水費を含む)、(5)補助費等のうち補助金(補助金類似の交付金含む)及び委託料以外の経費

き

企業会計 企業会計とは、地方財政上は、地方公営企業法の全部又は一部の適用を受ける公営企業の会計をいう。

企業会計は、次のような基本的諸原則及び会計処理原則から成り立っている。

基本的原則

- (1) 真実性の原則
- (2) 正規の簿記の原則
- (3) 資本取引・損益取引区分の原則
- (4) 明瞭性の原則
- (5) 持続性の原則
- (6) 安全性の原則(保守主義の原則)

会計処理原則

- (1) 発生主義の原則
- (2) 収益・費用対応の原則
- (3) 剰余金の原則
- (4) 費用配分の原則

基金 基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいう。

基金は、地方公共団体において任意に設置することができ、その設置は条例によらなければならないとされている。

基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの(例えば学校建設資金を調達するために維持する山林、地方債を償還するために積み立てる現金等)、特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるもの(例えば資金の貸付又は物品の集中購買等特定の事業や事務を運営するために設けられる原資金等) - との2種類に大別することができる。

基金は、設置条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないし、又基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、総計予算主義の建前から、それぞれの毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならないものとされている。

基金の管理は、地方公共団体の長の権限であり、基金に関する収入の調定、納入通知、調定の通知、支出負担行為、支出命令等は長が行うが、基金に属する現金及び有価証券の出納及び保管は、すべて出納長又は収入役の権限とされている。したがって、基金に属する現金の預金名義は地方公共団体とし、その取扱責任者は出納長又は収入役としなければならないとされ、また基金に属する動産の出納保管は出納長又は収入役の権限に属すると考えられている。

起債充当率 地方債の許可予定額を決定する場合、事業の種類によって、その事業の地方負担額(総事業費から補助金

等の特定財源を控除したもの)に一定の率を乗じて算定することとされているが、この一定率を起債充当率という。

起債の充当率は、特定事業に対する財源措置という地方債の性格から、同一事業に充てられる他の財源(地方交付税によって措置されるものを含む)と地方債の合計が、総事業費を超えないように定めることが原則となっている。

起債制限比率 地方公共団体の財政運営の健全性の担保として、地方債の制限について、昭和27年度の地方債許可方針に「昭和27年度以降の元利償還額が多額にのぼり、当該団体の財政を圧迫する団体」については、一般単独事業の起債許可を抑制することがある旨初めて明らかにされたが、それ以降幾多の変遷を経て昭和52年度以降はほぼ現行の起債制限比率による制限がなされている。

この起債制限比率は地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されるものである。

起債比率 当該年度の地方債発行額を標準財政規模で除して得た指数をいわゆる起債比率という。この指数が高水準で推移すれば、将来の公債費の負担は大きなものとなり、将来の財政構造の悪化は免れ得ない。

地方債現在高倍率の推移と併せ用いることにより、当該団体の起債規模の適正管理を図るうえで有効なものとされている。

基準財政収入額 普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額である。具体的

には、各収入項目ごとに特定の算式により算定した額の合算額である。

基準財政収入額は、基準財政需要額が地方公共団体の実際の財政需要を示すものでないのと同様に、地方公共団体の徴収実績ではなく、客観的なあるべき一般財源収入額としての性格を有するものである。

基準財政収入額は、各地方公共団体の財政力を客観的、合理的に測定したものとして、財政力指数や標準税収入額等の算定に活用されている。

基準財政需要額 普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額である。各行政項目ごとに基準財政需要額は、次の算式により算定される。

基準財政需要額 = 単位費用 × (測定単位の数値 × 補正係数)

基準財政需要額は、我が国の地方財政調整制度にはじめて財源保障機能を取り入れた地方財政平衡交付金制度によってもたらされた概念であるが、地方交付税制度においても各地方公共団体ごとの財政需要を合理的に算定する方法として引き続き採用されたものであり、その性格並びに算定上の基本的な考え方は、次のとおりである。

財政需要額として算定されるものは、一般財源をもって賄われる額であり、国庫支出金、使用料、手数料等の特定財源を充当される部分を除いたものであること。

各地方公共団体において現実に必要とする経費の額を算定するものではなく、客観的にあるべき財政需要額を算定するものであること。

地方公共団体のあらゆる行政経費を算入するものではなく、基準財政収入額が税収入の一定割合の額であることも関連して、主に義務的性格の強い経費や普遍性の高い経費を算定の対象とし、地域的特殊性の強い経費や地方公共団体ごとの独自性の強い経費は必ずしも算入されないものであること。

なお、各行政項目ごとの基準財政需要額は、これを経常経費、投資的経費及びその他の経費に分けて算定する。

義務的経費とは、地方公共団体
義務的経費 の歳出のうち、その支出が義務づけられた任意に削減できない経費をいうが、極めて硬直性の強い経費である。

歳出のうち経常的経費とされている人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費の6費目は広い意味ではすべて義務的経費としての範疇に属するが、なかんずく人件費、扶助費、公債費の三つの費目が厳密な意味での義務的経費とされる。

歳出の構成において経常的経費の比率が低いほど財政構造の弾力性が確保されることとなるが、この経常的経費すなわち先の述べた6項目の費目のうち、人件費、扶助費、公債費の占める比率が大きければ大きいほど、経常的経費の増大傾向が強くと、財政構造の悪化に伴い地方公共団体が財政の健全化を図る場合、大きな障害となってくる。

給与費明細書とは、予算を議
給与費明細書 会の審議に付する際に、予算に関する説明書として議会に提出される職員の給与費の内訳を明らかにした表である。

給与費は、歳出予算に占める割合も大きく、その動向は、財政運営上も大きな関心が持たれるものであるが、現行予算制度上給与費は、歳出予算のそれぞれの目的別の科目に分類計

上されているため、歳出予算のみでは、これを全体的に把握することが困難である。

給与費明細書は、歳出予算の給与費の内容を一覧表にまとめたものであり、法で定められた一定の事項を記載することとしている。

行政的経費とは、当該団体が行政的経費 政施策を行うため直接支出する経費、直接対外的サービスを提供するための経費であって、管理的経費に対応する用語である。

地方公共団体の歳出を行政的経費と管理的経費に分類するのは、歳出構成分析の一手法であって、具体的には各目的別経費を内部管理のための経費と行政目的遂行のための経費に区分しようとするものである。

地方公共団体の目的別経費は、当該団体の施策によってそれぞれ態様を異にし、しかもそれは団体の置かれている自然的、社会的、経済的諸条件を背景として形成されざるをえない。したがって、単に目的別経費の多寡や規模によって財政運営の適否を判断することは極めて危険である。

そこで、目的別経費をさらに細かく分析することにより、財政運営の巧拙や行政の展開の状況をつかまなければならない。そのためには各目的別経費を行政的経費と管理的経費に分類することにより、経費総額の相対的検討を行う必要がある。

く

会計年度経過後その会計年度の
繰上充用 歳入が歳出に不足する場合は、翌年度の歳入を繰り上げて、その年度の歳入に充てることができる。これを「繰上充用」という。

繰上充用は会計年度独立の原則の例外をなすものであり、手続としては必要な額を翌年度の歳入歳出予算に組み込みが必要であり、その時期は会計年度経過後出納整理期間に行うのが通例である。

繰上充用は、地方公共団体の現行制度上赤字決算を予期していないことから、これを避けるため、翌年度歳入を繰上げて当該年度の歳出予算に充当するという方法しかないことによるものである。年度中途の場合であれば、歳出に充てる歳入が予算に計上されていなければ当然予算の補正による途が残されているわけであるが、年度経過後は、補正予算による方法はできないこととなる。

その場合は、この繰上充用の制度を活用する以外に方法は考えられないこととなる。ただこの制度は、地方公共団体にのみ認められた非常手段であることから、この制度を乱用すべきではない。

地方公共団体の各会計間、すなわち繰入金 一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動を表す用語として、繰入金という用語を使用している。

繰入金は一般会計の歳入款項区分によれば特別会計繰入金、基金繰入金、財産区繰入金（市町村のみ）に分かれている。

特別会計は、特定の事業実施に当たり、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区分して経理する必要がある場合に設置されるが、当該特別会計設置の目的とされている事業の遂行に必要な財源に不足が生じる場合には、必要により一般会計等から資金の繰入れを行って財源補てんをしなければならない場合が起こりうる。

また、一般会計の歳入に不足が生じる場合には、財政調整基金を取り崩して不足を穴埋

めしてつじつまを合わせることが行われる。

このほか、特定目的基金として積み立てられた学校建設基金等は、直接基金から設置目的を実現するための支出をすることができないため、必ずいったん一般会計又は特別会計に繰り入れて支出されることとなる。

一般会計年度から次の会計年度へ持繰越金 ち越した金額を繰越金という。繰越金は決算上の純剰余金である純繰越金と前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てるべき繰越金の二つに分けられる。

地方公共団体において決算上の剰余金は翌年度の歳入に編入しなければならないこととされているが、この翌年度歳入に編入される剰余金は、繰越金として受け入れることとなっている。

繰出金とは、一般会計と特別会計又繰出金 は特別会計相互間において支出される経費である。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

繰出金の例としては、一般会計から公営企業会計・国民健康保険事業会計等に対し、建設費・事務費等の補助のため支出されるもの等がある。

繰出金は、歳出予算に係る節の区分中の「28繰出金」に計上され支出される。

け

形式収支 歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額、すなわち歳入歳出差引額を形式収支という。

形式収支は出納閉鎖期日における当該年度に収入された現金と支出された現金との差額すなわち現金主義による表示である。当然歳

入決算額が歳出決算額を上回れば黒字決算であり、下回れば赤字決算となる。

普通会計の形式収支は、現金主義の建前に立っているので、当該年度における、収入された現金と支出された現金との差額を表示するにとどまる。そのため当該年度に債務が確定し支払義務が発生しているもの、あるいは当該年度に施行すべき事業をなんらかの事由によって執行せず翌年度に繰り越したものに充てるべき現金が含まれているので、実際に当該年度分の収支の結末である実質的な収支をみるためには現金の支出として表示されていないこれらの債務要素を控除して、発生主義の要素を加味した収支を検討すべきである。

毎年度連続して経常的に収
経常一般財源 入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用し得る収入を経常一般財源という。

具体的には、普通税、地方譲与税、普通交付税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油取引税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金並びに経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち用途の特定されないものをいう。

歳入総額又は一般財源総額のうちを占める経常一般財源の割合により、当該団体の収入の安定性を財政上の自立性がどの程度確保されているかを推測することができる。また、経常一般財源を標準財政規模と比較することによって、歳入構造が判断される。

標準財政規模に対する
経常一般財源比率 経常一般財源の割合を
経常一般財源比率という。

標準財政規模は交付税における需要、収入

計算を基礎として算定される標準的な経常歳入の規模を表し、経常一般財源は経常的に収入される現実の一般財源の額であるから、この両者を比較することにより当該団体の歳入構造の内容を判断することができる。

この比率は「100」を超える度合いが高いほど経常一般財源に余裕があり、したがって歳入構造に弾力性があることが示される。

経常収支比率は、当該団体の
経常収支比率 財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、次の式によって求められる。

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100(\%)$$

要するに人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかをみることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられている。

経常的経費には経常的な特定財源が充当されるほか、その未充当部分は経常一般財源が充てられる。経常一般財源は、この経常的経費の未充当部分に充ててなお残余があるのが通常である。

経常収支比率は、一般的には、都市にあっては75%、町村にあっては70%程度が妥当と考えられ、これが各々5%を超えると、その地方公共団体は弾力性を失いつつあると考えられるので、その原因を究明し、経常経費の抑制に留意しなければならない。地方公共団体の一般財源の収入は景気の変動や、地域社会の変化に対応して収入の伸縮を図る自己調整能力に乏しく、反面行政活動の多様化等から、人件費等経常経費の伸びが著しく、収入の変動に対応して伸縮できる経費が乏し

い状況である。このような状況では、一層財政構造の弾力性の確保が必要となる。

経常的経費 経常的経費は、歳入における経常的収入に対応するものであって、年々持続して固定的に支出される経費をいい、自治省が行う地方財政状況調査においては、その経費の科目及び性質により臨時的経費を示し、その他の経費を経常的経費に区分することとしている。大まかに言えば、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、及び公債費を経常的経費というが、人件費のうち災害補償費、公債費のうち転貸債及び繰上償還に係るもの等は臨時的経費に属する。

決算統計 決算統計は、地方財政状況調査の一環として、自治省により毎年定期的に行われ、普通会計については都道府県決算状況調、市町村別決算状況調、地方財政統計年報等として、公営企業会計については地方公営企業年鑑として公表され、最終的にはこれらを取りまとめて地方財政白書として公表されている。

決算統計は、地方公共団体の決算に関する統計であるが、これは予算の執行を通じて地方公共団体がどのように行政運営を行ったかをみるための基礎となるものであり、地方財政全体の毎年度の執行結果を表すものとして地方財政関係統計の中でも最も基本的かつ重要な統計の一つである。

現計予算 現計予算とは、当初予算額、補正予算額及び繰越予算額（継続費の繰越額、繰越明許費の繰越額及び事故繰越しの繰越額の合計）を合算した一定日現在における当該年度の執行可能な範囲を示した予算をいう。

減債基金 地方債の償還及びその信用の維持のために地方自治法第241条の規程に基づいて設けられる基金の一つである。

公債費は、地方公共団体の歳入の減少等に関係なく支出されなければならない義務的経費であるため、この償還を計画的に行うために資金を積み立てる目的で設けられる基金の総称が減債基金である。

こ

公営企業 具体的にいかなる事業を公営企業として取り扱うかは、それぞれの実定法により相違がある。

地方財政法上では「交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業」を公営企業と定義し、公営企業で政令で定めるものについては、特別会計を設けて経理し、あるいは独立採算性をとることとされており、政令で、水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、港湾整備事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、公共下水道事業の13事業が指定されている。

このように地方財政法施行令で公営企業の実例が示されているが、これが以上13事業の経営原則を定めているに過ぎず、これによって公営企業の範囲を限定しようとするものではない。

公金 公金とは、一般的には、地方公共団体がその目的を達成するための作用を行うに当たって用いる金銭をいい、いわゆる地方公共団体の現金と同じ意義に用いられる。公金には、地方公共団体の所有に属する現金

を指す狭義の意味に使われる場合と法令上当該団体又はその機関の管理に属し経理の対象となる現金及び有価証券を指す広義の意味に使われる場合とがある。前者は、歳計現金及び基金に属する現金がこれに当たり、後者は、前者の公金のほか、歳入歳出外現金及び一時借入金を含む現金並びに現金に代わる証券及び保管有価証券をいうものである。

公債費 地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいう。この公債費には市町村においては都道府県からの貸付金の償還金及びその利子も含まれる。

公債費は、人件費、扶助費とともに義務的経費であるが、人件費や扶助費と違い、過去の債務の支払いに要する経費である。したがって、公債費の増加は償還年である当該年度に問題があるのではなく、地方債の借入時点で償還時点の償還金や利子等について十分検討して借入の許可申請を行う必要がある。

公債費比率 地方公共団体は、地方債を借り入れた際、定められた条件に従って、毎年度元金の償還及び利子の支払いが必要となるが、これに要する経費の総額を公債費といい、この公債費の一般財源に占める割合を公債費比率と呼んでいる。

地方債は、ある程度活用すべきことは当然であるが、後年度の財政負担となるので、その限度をどこに求めるかが常に問題となる。これを計数的に見ようとするのが公債費比率であり、通常財政構造の健全性がおびやかされないためには、この比率が10%を超えないことが望ましいとされている。

公債費負担比率 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を公債費負担比率といい、その率が

高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示すものである。一般的には、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

交付団体・不交付団体 普通交付税の交付を受ける団体を「交付団体」といい、交付を受けない団体を「不交付団体」という。

地方交付税法の規定により算定した基準財政需要額が基準財政収入額を超える財源不足団体が原則として交付団体となる。

骨格予算（肉付け予算） 本来予算は、その年度の歳入、歳出すべてについて年間の見通しのうえにたって編成さるべきものである。しかし地方公共団体の長や議員の選挙時期等の関係から政策的な判断ができにくい事由により、政策的経費等の予算計上を避け、人件費等義務的経費等必要最小限度の経費を計上する予算編成が行われるが、この予算を慣用的に骨格予算と称し、これらの事由が解消後、政策的経費や新規事業等を加える補正予算を肉付け予算という。

なお、暫定予算の編成に際しても当然予算計上は義務的経費を中心としたものとなるが、骨格予算はあくまで一会計年度を通ずる予算計上を行うものであり、一会計年度の一定期間のみの予算計上を行う暫定予算とは異なるものである。

歳計現金 歳計現金とは、地方公共団体の歳入歳出に属する現金、すなわち一会計年度における一切の収入又は支出に係る現金をいう。

歳計現金に属するか属しないかは、歳入歳出となるかならぬかによって決められ、歳入歳出として整理されないものは、たとえ現

金であっても歳計現金ではなく、歳入歳出外現金が財産としての基金に属する現金である。

財政調整基金 地方公共団体における年度の財源の不均衡を調整するための積み立てる基金である。

地方公共団体の財政は、経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされたりするものであり、このような予期し得ない収入減少や不時の支出増加等に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うためには、財源に余裕のある年度に積み立てておくことが必要である。

財政力指数 地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヶ年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる。

財政力指数は、1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

歳入歳出外現金 歳入歳出外現金とは、地方公共団体の所有に属しない現金で、法律又は政令の規定により地方公共団体の保管する現金をいう。すなわち、その受入又は払出が歳入歳出予算に計上されない現金で、「地方公共団体の所有に属しない」とは、地方公共団体に一時的には属するが、最終的な所有には属しないという意味である。

歳入歳出外現金に属するものには具体には次のようなものがある。

職員の給与所得及び退職所得に係る所得税を源泉徴収義務者である地方公共団体の長が徴収し、国に納付する現金

道府県民税を市町村が市町村民税とともに徴収し、道府県に納入するまでに保管する現

金

長が保護の実施機関又は福祉事務所長から求められて保護金を生活保護者等に対して交付するまで保管する現金

地方公共団体が工事請負等を入札を通じて契約する場合に、当該入札の参加者及び契約の相手方に納付させる入札保証金及び契約保証金

その他（受託徴収金、遺失金、各種遺留金等）

したがって、このほかの単に個人的な現金いわゆる雑部金のような私金を出納長又収入役が保管することは制度上許されないと解すべきである。

債務負担行為 債務負担行為とは、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰

越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくものであり、予算の一部を構成するものである。債務負担行為は、予算の一部であるため、会計年度経過後は債務負担行為の変更はできない、債務負担行為に基づく執行は当該会計年度内に限られ、会計年度経過後はそれに基づく債務の負担はできないこととされている。

債務負担行為に基づく債務の履行は2年以上にわたる場合が多いが、債務負担行為に基づいて行った支出負担行為についての経費の支出をする場合は必ず歳入歳出予算に計上しなければならない。

債務保証 産業、経済の振興、災害被災者再起のため地域住民が受ける金融

機関等からの融資に対し、債務が履行されない場合、地方公共団体が返済等の代位弁済を定めた契約を締結することを債務保証という。

債務保証は、一種の債務負担であるから、この行為自体予算の内容を構成することとなる。したがって、債務負担行為として定めておくことが必要がある。また実際に、債務保証契約に基づき、地方公共団体が債務者に代わって弁済した場合には、当然地方公共団体は債務者に対して民法の規定に基づく求償権を取得することとなる。

査定 予算又は定数を審査する場合に主として用いられるもので、予算又は定数が適正なものであるかどうかを、その決定権を有する機関が、権限に基づき、客観的なデータ等を用い、一定の基準に従って審査し、決定することをいう。

暫定予算 暫定予算とは、通常予算が年度開始に先立って成立することが必要とされているにもかかわらず、何らかの事由により成立しない場合に調達する一会計年度中の一定期間について最小限度必要とされる経費の支出を可能ならしめるための予算である。

暫定予算は、通常予算が不成立の場合の行政運営の中断を防ぐためその成立までのつなぎ予算であるから、当然最小限度の経常的、義務的経費について計上さるべきであり、また本来の予算（通常予算、本予算）が成立したときはその効力を失い、暫定予算に基づく支出あるいは債務の負担は、本来の予算に基づく支出あるいは債務の負担と見なされこれに吸収されることとなる。

し

事業費支弁職員 いわゆる「事業費支弁職員」とは、その者の給与が、普通建設事業費、災害復旧事業費又は失業対

策事業費に含めて支出される職員をいい、当該給与費に係る経費を「事業費支弁人件費」と呼んでいる。

通常、職員給与は、消費的経費の人件費として把握されるが、建設事業等に従事した職員の労働は、当該建設事業等により完成した物件に一体化され、その効果は将来にわたって及ぶと考えられるので、これら建設事業等に従事した職員の給与は、投資的経費として把握するものである。

資金前渡 資金前渡とは、特定の経費について、債権者が未確定の場合若しくは債権者及び債務金額ともに未確定の場合において、出納長又は収入役が、当該地方公共団体の職員等に概括的に経費の金額を交付して現金支払いをさせることをいう。

地方公共団体の経費の支出は、正当債権者のために行うのが原則であるが、資金前渡は、債務履行期が到来していない場合に、正当債権者でない地方公共団体の職員等にあらかじめ資金を交付し、当該職員等の領収書をもっていったん支出が完結したものと整理する方法で、支出の特例となるものである。

自主財源 自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいう。したがって、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当する。

自主財源の多寡は行政活動の自主性と安定性を確保しうるかどうかの尺度となるものであるから、できる限り自主財源の確保に努めるべきである。

地方財政の自主性を高めるためには、究極的には地方公共団体に、その調達においてもその使途決定においても、これを自主的に行う財源を十分に賦与することである。

市町村民税は、固定資産税ととも市町村民税の太宗をなす税であって、個人及び法人等に対し、「均等割」又は「均等割及び所得割若しくは法人税割の合算額」によって課税される。市町村民税は道府県民税と合わせて一般に住民税と呼ばれる。

市町村民税の納税義務者は、市町村内に住所を有する個人、市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその市町村内に住所を有しない者、市町村内に事務所又は事業所を有する法人、市町村内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの、市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人又はみなし法人でその市町村内に事務所又は事業所を有しないもの、市町村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものでみなし法人以外のもの - である。

以上のうち、
、
、
の場合には均等割額についてのみ納付義務がある。

実質収支とは、歳入歳出差引額
実質収支 (形式収支) から翌年度へ繰り越すべき財源、すなわち継続費逓次繰越、繰越明許費繰越、事故繰越、事業繰越、支払繰延に伴い翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額をいう。

実質収支は、形式収支に発生主義的要素を加味して、本来当該年度に属する支出 (翌年度への繰越額) を債務要素とみなし、本来当該年度に属すべき収入 (翌年度への繰越額に係る未収入特定財源) を債権要素とみなして、両者を加減した実質的な収入と支出の差額である。

実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントである。地方公共団体は営利を目的として存在するものではない以上、実質収支において黒字の額が多いほど良いといえるものではない。この意味において、適度の剰余とは、後年度の財源調整の範囲内に求められるべきであって、経験的にはおおむね標準財政規模の3%から5%程度が望ましいと考えられ、それ以上の剰余は、行政水準の向上なり、住民負担の軽減に充てられるべきものである。

標準財政規模に対する実質
実質収支比率 収支額の割合を実質収支比率という。

実質収支が黒字の場合、当該比率が適正か否かは、当該団体の財政規模とか、現在の当該団体の置かれている状況、あるいは当該年度の経済の状況等に影響されるところが大きいが、経験的にはおおむね標準財政規模の3~5%程度が望ましいと考えられている。

実質収支が赤字の場合の実質収支比率が一定の限度を超える比率の団体は、現行制度上翌年度の地方債の発行が制限される。

単年度収支のなかには実
実質単年度収支 質的な黒字要素や赤字要素が含まれている。これらを控除した単年度収支を実質単年度収支という。

例えば財政調整基金への積立金とか、後年度の債務を繰り上げて償還した地方債繰上償還金は実質的な黒字要素であり、当該年度にこのような措置をとらなかったならば当然実質収支はそれだけ黒字額が増加していたはずである。また、当該年度の歳入に繰入金として計上されている過去の積立金の取崩額は実質的な赤字要素である。

このように当該年度に、これらの黒字、赤

字の要素が、歳入歳出面に措置されなかったとした場合、単年度収支がどのようになったかをみるのが実質単年度収支である。

収入未済額 地方公共団体の歳入決算書様式中に用いられる用語であって、当該年度の歳入として調定されたものが、何らかの理由により当該年度の出納閉鎖までに納入されなかったものがある場合、これを歳入決算上、収入未済額としている。

地方公共団体は収入に当たってその内部意思の決定行為として歳入調定行為を必要とする。いわゆる当該歳入の所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等に過誤はないか、あるいは法令又は契約等に違反してはいないかを調査決定することとなる。

この調定と現実の収入との差が収入未済額である。

受託事業費・委託事業費 受託事業費とは、地方公共団体が他の地方公共団体や国等から事業実施を受託して行うために支出した経費をいい、委託事業費とは、反対に他の地方公共団体や国等に委託して行う事業に要する経費をいう。いずれもその事業の施行主体なり経費の負担関係を明らかにするための区分である。

受託事業の例としたは、水道事業における給水装置の新設、改造の工事は、原則として受益者である当該新設改造を行う者の負担とされているが、地方公共団体が行う本体事業、本導管工事等の関連から、受益者に代わって地方公共団体が工事を施行する場合等がある。

また、委託事業の例としては、国が行う国道拡張改良事業に伴って、併行して走る農業用水路の移転改良事業を地方公共団体が国に対して事業委託を行う場合等が考えられる。

純計 地方公共団体の各会計を単純に合計して財政規模を把握するのでは、各会計相互間の出し入れ部分について重複することとなる。したがって、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に分かれ、各会計は相互に複雑な出し入れ関係を伴っている。例えば普通会計に属する会計において、公営事業会計等のような普通会計に属さない会計の公債費や普通建設事業の負担をすることがある。当然、この負担に伴う国庫支出金や、その他の収入が計上されている場合も負担（支出）と同じく収入自体も公営事業会計に移し替えなければ純計は求め得ないこととなる。

要するに、一般会計や特別会計を単純に合計しただけでは、相互に重複する部分が必ずあり、それだけ実際の財政規模よりも膨らむこととなるため、各会計間の重複を控除する必要が生じるわけである。

人件費 地方公共団体における人件費とは、職員等に対し均等の対価、報酬をして支払われる一切の経費をいう。

地方公共団体における予算科目としては人件費という語は用いられていないが、決算統計上では、決算の性質別分類項目として使用される。

人件費に属するものとしては、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給、地方公務員共済組合負担金、退職金、恩給及び退職年金、災害補償費、社会保険料等共済費、賃金、退職手当組合に対する負担金、補助及び交付金がある。

通常人件費は、退職手当及び災害補償費を除いて経常経費とされるが、臨時的経費である普通建設事業費等に計上される場合もある

ため、実質的な人件費を把握する場合には、事業費計上の人件費を本来の人件費に加算する必要がある。

人件費比率 地方公共団体における歳出決算上の人件費構成比率をいう場合と、経常収支比率のなかの人件費の占める比率をいう場合があるが、普通は前者をいう場合が多い。

人件費は、消費的経費のなかの最も義務的な経費としての性格の強いものである。したがって、人件費の歳出中に占める比率が大きければ大きいだけ財政運営の硬直化の原因となってくる。

経常収支比率のなかの人件費比率、すなわち、経常一般財源収入がどの程度人件費に使われたかを示す比率が、より正確に人件費比率を表す指標として使われる場合がある。

す

出納整理期間 出納整理期間とは、前会計年度末までに確定した債権債務について所定の手続を完了し、現金の未収未払の整理を行うために設けられている期間をいう。すなわち、会計年度終了後の翌年度の4月1日から5月31日までの2ヶ月間の期間を指し、その終期である5月31日を出納閉鎖日としている。

地方公共団体の一般会計のように会計経理について現金主義をとる場合、年度末までに収支原因の発生したものは、原則としてすべてその年度の収支として整理しなければならないことから、年度経過後、特に未収未払の整理期間を設ける必要がある。つまり、3月31日までに発生した事実に対して、3月31日までに収入支出手続の実行を完了するこ

とは不可能であるため、現金を出納し、小切手を振出し、公金振替書の発行を行うなど出納機関での受払を終え、決算事務の終結を図る猶予期間を設けるものである。

せ

性質別分類 地方公共団体の経費を、その経済的性質を基準として、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金及び前年度繰上充用金に分類することを性質別分類という。これは予算及び決算における「節」の区分を基準としたものである。

地方公共団体の経費（歳出）の性質別分類は、当該団体の財政の体質を分析する上に必要欠くべからざるものであって、この分類の結果から財政運営の指針を見出すことができるものである。

専決処分 条例の制定・改廃、予算の決定その他地方議会が議決又は決定すべき事件について、法定事由に該当する場合又は議会の議決により委任された場合に、長が議会に代わってこれを処分することをいう。

専決処分には「法律の規定による専決処分」と「議会の委任による専決処分」とがあるが、前者はさらに次に掲げる四つに分類される。

「議会が成立しないとき」とは、在任議員の総数が議員定数の半数に満たない場合をいう。「地方自治法第113条但し書の場合においてなお会議を開くことができないとき」とは、同条但し書の規定により会議を開くことができる場合においても、出席議員が

議長を含めて3人を下回るときは、合議制機関としての議会の本質に反することとなることから、会議を開くことができないため、長は専決処分することができる。「長が議会を招集する暇がないと認めるとき」とは、当該事件が急施を要することから、議会を招集してその議決又は決定を経て執行すれば、その時機を失してしまうような場合である。

「議会が議決又は決定すべき事件を議決しないとき」とは、 から までに列挙した場合の外、議決を得ることができない場合のすべてを意味し、その原因が議会の故意に基づく場合であると、それ以外の外的事情がある場合であるとを問わないが、これには客観的根拠を必要とする。

そ

総計予算 総計予算とは、収入はそのすべてを歳入に計上するとともに、支出はまたそのすべてを歳出に計上する予算をいうが、地方公共団体の予算は、総計予算を建前とし「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」とされている。

これに対し、純計予算とは、収入については当該収入を得るのに要した経費を控除した後の純収入額を歳入として計上し、また支出については当該支出に伴って生ずる収入を控除した純支出額を歳出として計上する予算をいう。

歳計予算主義とは、予算は歳入歳出を混交又は相殺しないで、収入のすべてを歳入予算に計上し支出のすべてを歳出予算に計上することをいう。地方公共団体の予算は、予算を通じてそれぞれ収入及び支出の実体が容易に

把握でき、予算の全容を明らかにするため総計予算主義がとられている。

総計予算主義の原則の例外としては、一時借入金の収支、歳計剰余金を基金に編入する場合における収支、基金管理上の収支等がある。

た

単独事業 単独事業とは、一般的には、地方公共団体が行政需要を満たすため、国から補助を受けることなく独自の経費で任意に実施する事業を指す。

しかし、地方財政上は、地方公共団体が経費の全額を負担して行う事業のみでなく、県が法律上の義務を伴うことなくして補助を行う事業、国の補助制度に則った事業であっても、補助基準単価を上回る実施単価に係る事業費（いわゆる単価差）、設置基準等で定められた面積等を上回って実施したつぎ足し工事に係る事業（いわゆる数量差）及び国庫補助事業と一体となって施行された事業のうち補助対象外となっている部分に係る工事分（いわゆる対象差）も単独事業に含めている。これらを総称して「つぎ足し単独事業」という。

単独事業は、いわゆるひも付き財源のない団体の任意の事業であるため、当該団体の住民ニーズに則った事業が実施されるというメリットがある。最近において、単独事業に占める生活基盤の整備事業の比率が高くなってきていることは、地方公共団体が、住民の要請に応じて、このような事業を重点的に推進していることを示している。

単年度収支 単年度収支とは、当該年度の決算による実質収支から前年度

の実質収支を差し引いた額をいう。

実質収支は前年度以前からの収支の累積である。したがって、その中には前年度の実質収支が赤字にせよ黒字にせよ含まれていることとなる。当該年度だけの収支を把握する場合には、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた収支をみる必要がある。

単年度収支の分析結果を目指すところは、それが翌年度の歳出規模の伸縮に重大な影響を与える。例えば、単年度収支が黒字の場合、翌年度の自然増収に黒字額の2倍相当額を加えた額まで前年度の歳出規模を伸張することが可能であり、赤字の場合は、歳出中に赤字解消財源を計上しなければならないため純然たる歳出規模は、自然増収分から赤字額の2倍相当額を控除した歳出規模に圧縮しないと収支の均衡は図られないこととなる。

単年度予算とは、一会計年度の単年度予算
単年度予算
予算がその年度内に執行し完了することを建前とした予算をいう。

これに対し、継続費予算はある目的のために2ヶ年度以上にわたり支出すべき経費の総額及び年度割について予め一括した予算として議会の議決を受けるものをいい、予算の会計年度独立の原則に対する例外の一つである。

ち

地方公営企業の経理
地方公営企業の経理
地方公営企業の経理は、発生主義の原則に基づく企業会計方式に従い処理しなければならないこととされている。

地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての収益及び費用をその「発生の実事」に基づいて計上し、「そ

の発生した年度に正しく割り当てなければならない」こととされている。この発生の実事を会計上の記帳の基準とする方式を発生主義と呼んでおり、企業会計は、原則として発生主義により行われている。

これに対し、一般の官公庁会計においては、現金による収入又は支出を基準としており、この方式を現金主義と呼んでいる。

地方公営企業の予算
地方公営企業の予算
地方公営企業の予算は一般会計予算と比較し、次のような特色を有する。

一般会計予算は、限られた財源を効率的に使用するという観点から、歳出の規制に重点が置かれ、拘束性の強い予算である。これに対し、地方公営企業の予算は企業の効率的運営に重点が置かれ、その性格は、「毎事業年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めるもの」とされている。

一般会計予算では、原則として、収支が相互関係を有しないものであるが、地方公営企業の予算では収入と支出は密接に結び付いている。

地方公営企業予算は、一般会計に比べて、弾力性、自主性を有する。

地方公営企業の収支予算は、収益的収支と資本的収支の2本立予算となっている。

予算の調製及び議会への提出権は長にあるが、予算の原案は管理者が作成することとされ、企業の自主性が認められている。

地方公共団体とは、一定の地方公共団体
地方公共団体
地方公共団体とは、一定の地域を基礎として、その地域内の住民を人的構成要素として、その地域内における行政を行うために、憲法上保障された自治権を行使することを目的とする法人をいう。地方自治法は、地方公共団体を普通地方

公共団体と特別地方公共団体に大別し、前者には都道府県及び市町村が、後者には特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団がある。

国税のうち所得税、法人税、酒
地方交付税 税、消費税及び国のたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税をいう。

地方交付税制度の目的は、地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源の確保を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することにある。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税の2種類に分かれている。普通交付税は、地方交付税の主体をなすもので、各地方公共団体について、合理的基準によって算定したあるべき一般財源所要額としての基準財政需要額が、同じあるべき税収入としての基準財政収入額を超える額（財源不足額）を基礎として交付される。一方の特別交付税は、普通交付税の補完的な機能を果たすものであり、客観性を特に重視する普通交付税の算定上必然的に生ずる画一性と算定の時期的な関係等から、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定に反映することのできなかつた具体的な事情を考慮して交付されるものである。

地方債とは、地方公共団体が資金調
地方債 達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいう。また、地方債を起すことを起債という。

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入

をもって賄うことが原則とされているが、臨時突発的に多額の出費を余儀なくされる場合とか、収益的な投資のように将来の住民にも経費を負担させ、あるいは将来の収益によって返済することがむしろ公平である場合等には、地方債を経費の財源とするものである。

地方債の許可に当たっては、その年度の財政金融事情を考慮する必要があるところから、毎年度国の財政投融资計画と関連して「地方債計画」が策定され、それぞれ計画額が事業別に区分されるとともに資金計画も明らかにされている。

地方債の種類は、対象事業、発行形態、引受資金の種類等によっていろいろに分類されている。

地方債現在高を標準財
地方債現在高倍率 政規模で除して得た指数を地方債現在高倍率といい、今後償還すべき地方債現在高が標準財政規模に対しどの程度になっているかをみるものであり、当該団体の将来の公債費負担、あるいは地方債発行可能額を把握する際の指標として使われる。

類似の指標で公債費比率があるが、これは当該年度の元利償還額に要する一般財源の多寡を把握する指標として有効であるが、据置期間の関係でタイムラグが生じる面もある。これに対し地方債現在高倍率は、将来元利を負担すべき地方債現在高の多寡を把握するのに有効であることから、当該団体の起債可能額あるいは適正額を直接的に判断できるという利点がある。

調定とは、地方公共団体の歳入を徴収
調定 しようとする場合において、地方公共団体の長がその歳入の内容を調査し収入金額を決定する行為、すなわち徴収に関する地方公共団体の内部意思決定行為をいう。

歳入の徴収行為は、収入行為の前段階として、一般に命令系統に属する行為といわれている。地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならぬものとされ、このように徴収行為は、調定の行為と納入義務者に対する納入の通知行為との二段階に分かれる。このうち調定行為は、その発生した権利内容を具体的に調査し、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を内部的に決定する行為である。

つ

通常予算 通常予算は、一会計年度を通じて定められる基本的予算であり、地方自治法に規定されている用語であって、一般的には本予算、当初予算といわれる。

本来予算は一会計年度間の歳入、歳出を網羅して通常予算に計上することを理想とするが、予算はその編成時点における事実、見通しを基礎とした将来の見積であるため、年度途中における事情の変化により経費の不足を生じるような事態が生じる。このような場合、既定予算の金額の補正によって対応せざるをえない。これが補正予算である。補正予算には、予算の増額又は減額のみを目的とするものと、既定予算の範囲内で予算科目の変更又は金額振替増減を行うことを目的とするものがある。

積立金 歳出予算に係る節の区分のうち「25 積立金」から支出される経費である。

本節には、地方自治法第241条の規定に基づき特定の目的のために財産を維持し又は資金を積み立てるために設けられた基金等に対する経費を計上する。

積立金とは、一般に、財政運営を計画的にするため、又は財源の余裕がある場合において特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、財政規模及び税収その他の歳入の安定性の程度に応じ積み立てる金銭をいい、地方自治法上は基金として処理されているものである。

て

定額補助金 通常の補助金が、補助基本額に一定の補助率を乗じて事業の量に比例して算定されるのに対し、定額補助金は特定の事業の実施に対して一定の額の補助金を交付するものである。

交付の方法には、補助対象となる事業の量を示す一定の数量に一定の単位を乗じた額を交付するもの、一件毎に一定の額を交付するもの - 等がある。

定額補助金は、その性格上、奨励的補助金等に限られるべきで、現に特定の事務の執行を奨励する補助金、スポーツ振興等に対する補助金に多く、また法令に根拠を有しない、いわゆる予算補助に多い。

と

投資及び出資金 歳出予算に係る節の区分のうち「24 投資及び出資金」から支出される経費である。

これは、地方公共団体が財産（基金）を有利に運用するための手段として国債・地方債を取得する場合、公益上の必要性等の見地から会社の株式を取得し又は新たに共同して株主となる場合等利殖を図る目的等で投資をするに要する経費である。

また、財団法人の設立行為たる寄附行為として出捐金を支出する場合あるいはローカル放送、観光公社、観光公社等への出資も本節に計上されるものである。

投資的経費 投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費という。

経費の支出効果がどの程度後年度の住民にサービス提供の効用を及ぼすことができるかどうか、に着目した経費の性質別分類の一方法であって、これに対応する分類としては消費的経費がある。

投資的経費は、生産的経費ともいわれ、これに分類できる性質的経費としては、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費 - が挙げられる。

特定財源 財源の用途が特定されているものを特定財源という。

特定財源に分類されるものとしては国庫支出金（都道府県支出金）、地方債、分担金、使用料、手数料、寄附金のうち用途が特定されているもの等である。

地方債は建設事業の財源として借り入れるものであり、当然用途は指定されている。分担金、負担金は地方公共団体が受益者から、当該事業の分担負担費用として徴収するものである。使用料は行政財産の目的外使用又は公の施設の使用に対し、維持管理費又は減価償却費の限度内で使用者から徴収するものであり、手数料は特定の者のためにする事務に要する経費相当分を徴収することになっている。寄附金のうち特定財源扱いにされるものは、寄附者が寄附を行うに際してその用途を指定して寄附をし、地方公共団体もこの条件を認めて寄附採納を行った場合が該当する。

特別会計 特別会計は、一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して別個に処理するための会計である。

特別会計の設置は、単一会計主義の例外をなすものであり、真に会計処理上必要とされるものみに留めるべきであって、みだりにこれを認めることは予算の統一的な経理を阻害することとなる。このため

地方自治法にも「特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」に設置できると規定されている。「特定の事業」とは地方公営企業等を行う場合などである。

ふ

扶助費 地方公共団体が各種の法令、すなわち生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき被扶助者に対して支給する費用、及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の支出額を扶助費という。扶助費には現金のみならず物品の提供に要する経費も含まれる。

扶助費には、生活保護法に基づく生活扶助、教育扶助、医療扶助、住宅扶助等をはじめとして児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、就労困難な児童、生徒に係る就労奨励についての国の援助に関する法律等に基づくもの等その種類は単独施策分を含めて多種多様である。

扶助費は、人件費、公債費とともに義務的経費に属し、任意に削減、圧縮できない経費であり、財政構造上からもできうる限り構成比率が低いことが望ましい。

普通会計 普通会計とは、個々の地方公共団体ごとに各会計に範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、したがって地方自治法等の法律によって規定されているものではない。

地方公共団体における会計は、一般会計及び特定の場合に設置される特別会計とによって構成されている。

一般会計には、地方公共団体の基本的な経費が中心として計上され、すなわち議会費、総務費、民生費、警察費、教育費等地方公共団体の存立の本来の目的そのものの事務を処理するために要する経費は通常一般会計予算に計上される。

他方、交通や病院、水道などの「特定の事業を行う場合」とは、あるいは「特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」については、法令で設置が義務付けられているもの以外は条例によって特別会計を設置できるものとされている。

普通会計は、一般会計とこれらの特別会計のうち、地方財政法施行令第12条に掲げる事業に係る公営企業会計、収益事業会計、農業共済事業会計等の事業会計、上記及びの事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に係る会計 - に含まれない特別会計を合算した会計区分をいう。

普通建設事業費 普通建設事業費は、道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する投資的経費である。

具体的には道路、橋りょう、河川等の公共

土木関係施設、消防施設、学校等文教施設、農林水産施設、公営住宅、公民館、市民会館等公共用施設等の新設、増設、改良事業費及び用地山林等の不動産所得等の投資的経費がこれに該当する。

決算統計上では、普通建設事業費は、国から補助金又は負担金を受けて施行する補助事業、地方公共団体が国の補助を受けずに自主的に施行している単独事業、及び国が土木その他の建設事業を直轄で施行する場合に地方公共団体がその経費の一部を法令の基づき負担する国直轄事業負担金、都道府県営事業負担金、同級他団体施行事業負担金、さらに受託事業費がこれに該当する。

普通建設事業費は、地域社会の発展のためには、もっとも積極的で効果的な事業であり、災害復旧事業費、失業対策事業費と合わせて投資的経費と呼ばれている。

物件費 物件費とは、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称である。

現在、物件費に含まれるものは、賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費等である。

物件費は、経常的なものと、例えば選挙や国勢調査に関するもののような臨時的な性格のものに分けられる。また、物件費の多寡は、当該団体が置かれている自然的条件や交通事情、施設の設置状況あるいは物価の高低によって影響を受けるので、単純に人口一人当りの額だけで議論するわけにいかない点がある。

不用額 地方公共団体の歳出決算様式のなかで用いられる用語である。予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引いた残額であって、将来にわたって支出を要しな

い額を不用額といっている。

繰越措置を必要とする額を一応取扱上は不用額として整理し、翌年度の予算編成の際、改めて計上する場合があるが、これは実質的には翌年度への繰越額、すなわち繰越明許等と同じであり、決算統計上では、繰越とみなす扱いがなされている。

ほ

補助基本額 補助基本額とは、補助負担金を算定するために、補助負担金の交付の対象となっている事務事業について、その執行に必要な経費として算定された額をいう。

補助基本額は、補助しようとする事務事業の面積、人員等その事業の量を測定する数値に、一定の単価（補助単価）を乗じて算定され、補助負担金は、このようにして算定された補助基本額に一定の補助負担率を乗じて算定される。

補助事業 補助事業とは、一般的には、地方公共団体が国から補助を受けて実施する普通建設事業、災害復旧事業及び失業対策事業を指す。

補助事業は、地方公共団体が国の補助を受けて行う事業であるので、国が全国的に一定の行政水準を維持させ、合わせて地方公共団体の財政負担軽減に役立つという利点をもつ反面、国の補助基準と実際に要する経費との格差に伴い、地方公共団体に超過負担が生じること、補助金の膨張及び申請手続の複雑化に伴い地方公共団体の人員の膨張、行財政の混乱を招来すること、全国レベルの行政の画一化をきたすことなどの欠点をも合わせて持っている。

補助単価 補助金等は、それを交付する側において、適正な所要経費を一定の方法で算定し、それに一定の補助率を乗じて補助金等の額が決定される。補助単価は、その所要経費の積算の基礎となった数量単位（面積、職員数等）当たりの費用である。

補助単価は、経費の積算基礎での最小単位（例えば、建設事業費で1㎡当たり〇〇千円、運営費等で職員一人当たり人件費年額〇〇千円等）当たりで呼ばれるのが通例である。

補助費等 補助費等とは、決算統計上における分析の1項目であり、補助費等の項目とされる支出事項は、その支出の目的、根拠、対象等によって多種多様であって、人件費、扶助費、維持補修費のように、その項目の字句だけでは判断しにくいものもある。補助費等に挙げられる「節」は次のとおりである。(1)報償費（報償金及び賞賜金）、(2)役員費（火災保険料、自動車損害保険料）、(3)委託料（物件費に計上されるものを除く）、(4)負担金、補助金及に交付金（人件費及び事業費に計上されるものを除く）、(5)補償、補填及び賠償金（事業費に計上されるもの及び繰上充用金を除く）、(6)償還金、利子及び割引料（公債費に計上されるものを除く）、(7)寄附金、(8)公課費

補助費等は、財政運営の適否を診断する場合に最も注目されていい費目の一つである。それは、補助金、寄附金の支出基準が「公益上必要がある場合」という抽象的なものであるため、地方公共団体が独自に交付することができる分野が広く、支出について基準や判断を甘くすると対象範囲が広がり、補助金の支出効果が行われることが多い。

財政健全化のためには、当該団体の決算内容を分析し、補助費等の住民一人当たりの額

や経常収支比率における補助費等の比率を見て、類似団体の比率と比較検討し、それを上回っている場合には、単独補助費の節減、特定部門偏在の是正等の措置を講ずべきである。

補助率 補助率とは、国庫補助の対象となる事務事業費に対する一定の補助の割合をいう。

この場合の補助金等の額は、補助基本額に補助率を乗じて算定される。

補助率はまちまちであるが、一般に地方公共団体の財政負担の大きい事務事業、国としてその事務事業に重大な責任を有するもの、国として強く奨励したいと考えている事務事業等に対する国庫補助負担率は高く、本来地方公共団体の事務と観念されている事務事業に対する国庫補助負担率は低くなっている。

補正予算 予算の調製後に生じた事由に基づき規定の予算に「追加」又は「更正」の変更を加えるために提出する予算を補正予算と総称している。

「予算の追加」とは、予算の調製後に既定予算額では経費の不足を生じるため、歳入、歳出それぞれに予算金額の増額を行うことであり、「予算の更正」とは、予算の調製後に生じた必要によって、既定予算の費目を削除したり、減額したりすることである。

み

未収入特定財源 経費の一部を翌年度に繰り越して使用する場合、すなわち継続費通次繰越、繰越明許、事故繰越のしるしをとった場合には、これに見合った財源も翌年度に繰り越さなければならないこととされている。

この財源としては、収入済の特定財源や当

該年度の一般財源のほか、当該年度に収入されていないが、翌年度に収入することが確実な特定財源も認められている。これが未収入特定財源である。

すなわち、当該年度の末日である3月31日までに補助指令のあった国庫支出金、都道府県支出金及び起債許可のあった地方債で出納整理期限である5月31日までに収入されなかったもの等が、この未収入特定財源に該当する。

も

目的別分類 地方公共団体の経費を、その行政目的によって議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費等に分類することを経費の目的別分類という。これは予算及び決算における款、項の区分を基準とした分類である。

目的別分類は、地方公共団体の行政目的別、換言すると各部課ごとの大まかな予算の比重を知ることができる分類方法であって、予算を議会において審議する際には重要な意義を有するが、財政分析手法としては性質別分類の方が重要である。

よ

予算 予算とは、一般的には一定期間における収入及び支出の見積であるが、地方公共団体の予算は、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用に関する定めを、総括した概念である。これは歳入歳出予算に直接関連する

もの、又は将来必ず財政負担を伴い実質的に予算となるものについて、その全貌を把握することが予算審議上からも実体的意義からも必要であるとの考えによるものである。

歳入予算は単に収入の見積であるが、歳出予算は見積であると同時に支出の限度や内容を制限する拘束力がある。

予算科目 予算科目とは予算に計上されている費目の内容を表す事項の名称である。地方公共団体の予算は歳入歳出ともそれぞれ款・項・目・節に分類される。

歳入の場合は、その性質により款に大別し、かつ各款中においてこれを項に区分し、歳出の場合は、その目的に従いこれを款項に区分するが、このうち款項については議会の議決の対象となる科目であって通常、議決科目といい、目節は予算執行の便宜上から各項の内容を明らかにするもので、議決の対象とはされず、通常、執行科目という。

予算の繰越 予算の繰越は、会計年度独立の原則の例外として、当該年度の歳出予算の一部を翌年度以降において執行することをいう。

地方自治法では、継続費の通次繰越、繰越明許費、事故繰越しがこれに該当する。

継続費の通次繰越は、継続費の毎設定年度の執行残額について、継続最終年度まで通次繰り越して執行することをいう。

繰越明許費は、歳出予算の経費のうちその性質上、又は予算成立後の事由により当該年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて予算の定めるところにより翌年度に限り繰り越して使用することができるものをいう。

事故繰越は、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避け難い事故の

ため年度内に支出を終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用することをいう。

予算の執行 予算が成立した場合、予算の執行権者はその責任において執行を開始することとなるが、この成立した予算に基づき収入、支出を実行する一切の行為を予算の執行という。

歳入は、歳入の基本理由となる法令や契約等に基づいて徴収され、収納されるものである。したがって、予算面における歳入は一応の見込みに過ぎないものであり、予算額のとおりに収納しなければならないという絶対的な義務を負うものではない。

歳出予算は、成立した予算の目的に従ってその範囲内において執行する必要がある。このように、予算の歳入と歳出ではその拘束力において異なる。

予算の編成 地方公共団体の予算編成は、おむね 編成方針の決定、予算要求書の提出、査定、組立て、議会への提出 - という順序によって行われる。

予算の編成権は、地方公共団体の長に専属するものである。これは地方公共団体の財政運営の統一を図るとともに、責任の所在を明確にし、経理に適正を期する趣旨に出たものであり、議会に予算を提出する権限を地方公共団体の長に専属せしめていることと一体をなすものといえる。

予算の編成方針は、予算編成に当たっての基礎的な考え方や編成上の留意事項を当該団体の幹部会議等で承認を受けたいう決定されることが普通であるが、編成方針の決定に当たって留意すべき事項としては、次に点が挙げられる。

住民が何を要望しているかを公正に把握することにより施策を決定すること、 予算編

成は健全財政を貫くこと、消費的経費、経常的経費の節減に努めること、国の予算編成方針等を十分検討し参考とすること、地方公共団体と密接な関係を有する地域経済の見通しや国の経済動向について十分な考慮をばらうこと - である。

要求書の提出は、予算編成方針に基づき各部局から財政主管部局にあらかじめ定められた様式により提出される。この際予算要求と関連する条例、規則等の制定改廃については予算との関連を調整しなければならない。

予算の査定は、各部局からの予算要求につき財政主管部局が説明を聴取しながら長の施政方針、財政の状況、効率的な行政運営の確保等あらゆる検討を加えて行う。この予算査定は担当から課長、部長と段階的、覆審的に繰り返され最後に長が決定することとなる。

予算の組立ては、査定の終了後、財政担当部局が査定の趣旨に基づき計数整理を行い、歳入歳出予算の性質、目的等によって議案形式の予算を組み立てることとなる。予算調製の様式は一定されており、予算書とともに議会に提出する予算説明書も同時に作成することとなる。

予算の議決は、議会の持つ最も重要な権限の一つである。予算案が長から提出された場合、議会はこれを議決しなければならない。予算は議会の議決又は地方公共団体の長の専決処分により何らの手続をとることなく直ちに成立し効力を持つこととなる。

り

臨時的経費 臨時的経費とは、一時的、偶発的な行政需要に対応して支出される経費及び支出の方法に規則性のない経

費をいう。臨時的経費を例示すると、次のようなものである。

経費の科目により臨時的経費に区分されるもの

(1)人件費のうちの災害補償費(地方公務員災害補償基金負担金を除く)、(2)補償金、欠損補填金、繰上充用金、賠償金、償還金(地方債に係るものを除く)、小切手支払未済償還金、(3)積立金、投資及び出資金、繰上金(老人保健医療事業会計への繰出金及び法非適の公営企業に対する繰出基準に基づく繰出金(簡易水道事業の建設改良に要する経費の建設事業費に係るものを除く)を除く)、(4)貸付金のうち、法令等の規定に基づき制度化されたもので、年度を超え数年度にわたり継続的に支出される等経常的に支出される貸付金以外のもの、(5)公債費のうち転貸債及び繰上償還に係るもの、(6)普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費

経費の性質により、臨時的経費に区分されるもの

(1)行政整理、勧奨による退職に要した退職手当、(2)特別職に対する退職手当、(3)選挙の執行に要した経費(常時啓発及び選挙人名簿調製のための経費を除く)、(4)各種センサス、国土調査、新市町村建設計画樹立のための調査等、特に大規模な統計調査のための経費、(5)災害対策関係経費、(6)国体開催、行幸啓、合併記念行事等の大規模な記念行事及び全国的会議等の開催に要する経費、(7)伝染病の流行によって要した対策費、(8)大規模な事務改善に要する経費、(9)人口急増等、一時的現象に伴い必要とした経費、(10)補助費等のうち、法令等の規定に基づいて毎年度継続して支出されるもの(法適用の公営企業に対する繰出基準に基づく繰出金を含む)、国庫支出金を

伴うもので毎年度継続して支出されるもの及び長期間設置されている公共団体等に対する負担金並びに補助及び交付金として支出されるもの以外のもの、(11)繰上償還に要した公債費、(12)以上のほか、単年度又は短期間の年度に限って要した経費

臨時的経費については、財源の変動に応じて支出を調節することが比較的容易な経費であるということができる。

臨時的収入 臨時的収入とは、経常的収入に対応するものであって、当該収入が継続的に収入されるものではなく、一時的、臨時的に歳入となるものである。

収入の内容により、次のものが臨時的収入とされる。

収入科目により臨時的収入に区分するもの(1)市町村税の目的税のうち都市計画税、法定外普通税及び適用期限のある超過課税、(2)地方交付税のうち特別交付税、(3)財産収入のうち、不動産売払収入(常時生産される生産物に係るもの及び伐採計画に基づく立木等に係るものを除く)及び基金運用収入、(4)分担金、負担金(保育児童、老人等施設措置に係る負担金及び市町村分賦金のうち組合の運営等に要する事務費等負担分を除く)、(5)寄附金、(6)繰入金、(7)繰越金、(8)地方債、(9)諸収入のうち、過料、臨時的な貸付金の元利収入(公営企業貸付金元利収入を含む)、受託事業収入、収益事業収入及び雑入(滞納処分費等を除く)

収入の内容によって臨時的収入に区分するもの

(1)市町村税のうち適用期限のある超過課税収入分、(2)国庫支出金、都道府県支出金、使用料及び手数料のうち建設事業又はその他の臨時的経費の特定財源として収入されるもの、

(3)特定財源に属する収入のうち、その充当すべき経費を超えて収入されたもの(一般財源等振替分)、(4)国庫支出金及び都道府県支出金のうち、各種利子補給又は過年度の精算に係る額(但し、生活保護費国庫負担金の精算額は除く)

る

類似団体 毎年度地方公共団体からの報告に基づいて自治省が作成する都道府県財政指数表及び類似団体別市町村財政指数表にいう類型別の類似団体をいう。

類似団体別市町村指数表では、人口、産業構造の2要素の組み合わせによって、都市を31の類型に、町村を42の類型に分類し、各類型の中から、多額な赤字や災害等の特殊事情がなく、又は収益事情が著しく多額でない標準的な財政運営を行っている団体を抽出し、財政指数の平均値を各類型別に取り上げている。

れ

戻出・過誤納金 地方公共団体の歳入において、過納又は誤納となった金額(両者を合わせて過誤納金という)は、当然これを払い戻す金額を払戻金といい、そのための手続を戻出という。

過誤納金のうち、過納金とは、納入義務者・納税義務者等から正当に納付すべき金額を超えて収入した金額をいい、誤納金とは、錯誤により正当な納入義務者・納税義務者等でない者から収入した金額をいう。

過誤納金を発見したときに、これを正当に訂正し、過誤による収納金を払い戻すことは

当然の措置である。

過誤納金の払い戻しについては、支出の手続の例により、これを当該収入した各々の歳入から戻出しなければならないこととされている。

歳出の誤払い又は過渡しとなった金額
戻入 をもとに支出した経費に戻入れすることを戻入といい、当該戻入れをする金額を戻入金という。

戻入ができるのは、歳出の支出に当たり、誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡若しくは概算払をし、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金であって、これら返納すべき金額の戻入れは、収入の手続の例によりしなければならない。

これらの返納金は、結果的にみれば事実上支出する必要がなかったものであり、未だ予算使用の本来の目的が達せられていないものであるから、歳出予算の円滑な執行を確保する意味において、当該歳出予算に戻入し、再び執行することができるようにしたほうが妥当であるとされたものである。

図 表 の 索 引

第 1 市財政の現状

1 平成 14 年度普通会計決算の概要

表 1 - 1	普通会計決算収支の推移	-----	2
表 1 - 2	歳入の内訳（普通会計決算）	-----	3
表 1 - 3	歳出の内訳（普通会計決算）	-----	4
表 1 - 4	経常収支比率の推移	-----	6
表 1 - 5	公債費比率等の推移	-----	6
表 1 - 6	市債現在高の状況（一般会計）	-----	6
表 1 - 7	将来にわたる財政負担	-----	7
表 1 - 8	基金残高の状況	-----	7
表 1 - 9	平成 15 年度決算状況（決算カード）	-----	7

2 市財政の現状

図 2 - 1	実質収支と「実質的な収支」の比較（普通会計）	----	9
表 2 - 1	実質収支、財源対策及び「実質的な収支」の推移	----	9
図 2 - 2	歳出総額と市税収入等のギャップ（普通会計決算）	--	10
表 2 - 2	歳出総額、市税収入等の推移（普通会計決算）	-----	10
表 2 - 3	性質別歳出決算及び一般財源の推移	-----	11
図 2 - 3	歳出規模及び性質別歳出構成の推移	-----	11
図 2 - 4	公債費の推移（一般会計）	-----	12
図 2 - 5	市債残高の推移（一般会計）	-----	12
表 2 - 4	基金残高の内訳	-----	13
図 2 - 6	基金残高の推移	-----	13
図 2 - 7	経常収支比率の推移	-----	14

3 26 市での財政状況の比較

表 3 - 1	平成 15 年度決算	26 市の財政力比較（速報値）	--	16
表 3 - 2	平成 15 年度決算	26 市の財政力比較（速報値）	--	17
表 3 - 3	平成 15 年度決算	26 市の財政力比較（速報値）	--	18
表 3 - 4	団体別「経常収支比率」の推移	-----		20
図 3 - 1	経常収支比率の比較	-----		20
表 3 - 5	団体別「人件費 経常収支比率」の推移	-----		21

図3 - 2	人件費 経常収支比率の比較	-----	21
表3 - 6	団体別「物件費 経常収支比率」の推移	-----	22
図3 - 3	物件費 経常収支比率の比較	-----	22
表3 - 7	団体別「維持補修費 経常収支比率」の推移	-----	23
図3 - 4	維持補修費 経常収支比率の比較	-----	23
表3 - 8	団体別「扶助費 経常収支比率」の推移	-----	24
図3 - 5	扶助費 経常収支比率の比較	-----	24
表3 - 9	団体別「補助費等 経常収支比率」の推移	-----	25
図3 - 6	補助費等 経常収支比率の比較	-----	25
表3 - 10	団体別「公債費 経常収支比率」の推移	-----	26
図3 - 7	公債費 経常収支比率の比較	-----	26
表3 - 11	団体別「繰出金 経常収支比率」の推移	-----	27
図3 - 8	繰出金 経常収支比率の比較	-----	27